

令和2年度 認証評価

清和大学短期大学部

自己点検・評価報告書

令和3年6月

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

<根拠資料>

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神が確立している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

学園創立者の故真板益夫は学徒出陣により空の有志として出征し、九死に一生を得て生還した。あらゆる面で非常に尊い経験を積み、その中からこの世でもっとも大切なことは、人の真心であることを確信した。帰還直後の昭和 21 年 3 月に「真心教育」の理想実現を目指し木更津英語教習所、昭和 26 年 4 月に木更津家政女学校を設立した。昭和 35 年には学校法人君津学園が認可された。以後、木更津中央高等学校、清和女子短期大学、清和女子短期大学附属高等学校、清和女子短期大学附属幼稚園、市原中央高等学校、清和大学を設置した。木更津中央高等学校、清和女子短期大学附属高等学校は統合され、現在の木更津総合高等学校になった。清和女子短期大学は、平成 15 年 4 月に清和大学短期大学部と名称を変更し共学となり、現在に至っている。

従って清和大学短期大学部の建学の精神は、「真心教育」であり、「真心教育」は君津学園全体の建学の精神である。「真心教育」とは、人間性の全人的形成を目指してそれぞれの個性が持つ立派な可能性を自然に開発伸長できるように育成する教育であり、その内容は、次のとおりである。

- 一、社会の良心となる人物の育成
- 二、心身健康な明るい青年の育成
- 三、知育偏重、画一主義の排除
- 四、唯物主義、唯物史観の世界観を教育の根底としない
- 五、個性の伸長と可能性の発現に努める
- 六、事に処するに積極能動的な人物の育成
- 七、霜雪にくじけない強靱な魂の育成

また、「真心教育」を実践する際のわかり易い指針として、次の 3 点を挙げている。

- 一、社会の良心たる人物となれ
- 二、困難にくじけない逞しい人物になれ
- 三、大いなる真実の自己に生きよ

この建学の精神に基づき、人間性の全人的形成、及び個人の可能性の開発伸長を通じて、社会人として充分貢献しうる資質の涵養を行うことが、基本となる教育理念として確立している。

(2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。

戦後、教育基本法が施行されたのが 1947 年。君津学園の第一歩である木更津中央高等学校が設立されたのが 1961 年。真板が「真心教育の本義」を示したのが 1983 年。そして現行の教育基本法は 2006 年に改正されている。

現教育基本法（2006）と旧教育基本法（1947）を比較しながら真板の「真心教育」について述べる。旧教育基本法の第二条は「方針」に対して新教育基本法では「目標」として明確に方向性を打ち出している。その一番の特色が第一項で、知育・徳育・体育の 3 育を教育の基本原則として明確化している。戦後すぐに出された旧教育基本法（1947）では「道德心」という言葉は盛り込まれず、また「知育」「徳育」「体育」と 3 育を明確に打ち出すことができなかった。

しかし、現行の教育基本法（2006）は「道德心」という言葉を提示し、第二項から第五項までの内容もほぼ「徳育」の内容と言って良いほど詳しく述べられている。徳育は、「社会（その国、その時代）が理想とする人間像を目指して行われる人格形成」の営みであり、幅広い知識と教養、豊かな情操と道德心、健やかな身体をはぐくむという、知・徳・体の調和ある人格の完成を目指す教育の根幹を担うものであると言える。「真心教育」では教育基本法の「知・徳・体」すべてを大切にするが、「徳」を根幹として考える。心がすべての始まりである。三輪車に例えるならば、前輪が「徳」であり、後輪が「知・体」である。自分の人生の方向性を決める前輪が「徳」すなわち「真心」であると考え。真板は知育偏重教育に対して次のように言う。「現在の学校では知育偏重、詰め込み教育だけがあって、画一主義一点張りの教育ということだけがまかり通っていて、個性を、そして個人の可能性を引き出す教育は今日では難しい課題となっています。」真心教育 7 箇条の 3, 4 でも知識偏重、画一主義、唯物主義、唯物史観を否定し、心を育てる徳育の重要性を訴えている。

真心教育の 7 箇条の 3, 4 以外は教育基本法の教育の目標 5 項目と方向性はほぼ同じである。どちらも全人教育、人格教育を目指すものである。改正教育基本法施行の 23 年前に真板は「真心教育の本義」で明確に打ち出している。

また、「真心」を道德性と捉えるならば、学習指導要領で示されている内容項目のひとつという偏狭な概念ではなく、A 主として自分自身に関する事、B 主として人との関わりに関する事、C 主として集団や社会との関わりに関する事、D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事、のすべてを包括する概念である。このように建学の精神は教育基本法の方向性と一致しており、公共性を有していると言える。

また、令和元（2019）年度の卒業生 71 名のうち幼稚園教諭二種免許状取得者 46 名、保育士登録資格取得者 61 名となっており、多くの卒業生たちがそれぞれの免許・資格を活かすことができる園や施設で活躍している。令和 2（2020）年度の卒業

生は公立保育園 3 名、公務員 1 名、私立幼稚園 17 名、私立保育園 19 名、幼保連携型認定こども園 8 名、施設 15 名、一般企業 1 名と多岐にわたって就職している。そのような広く社会に貢献できる人材を育成していることから、私立学校の建学の精神として公共性を有していると言える。

(3) 建学の精神を学内外に表明している。

建学の精神は「ホームページ」「大学案内」に掲載し、学外に向けて発信している。また清和大学短期大学部を含む君津学園の広い敷地の随所に「真心」の碑や「真心の塔」「真心池」「真心道場」など真心の名を冠とした施設や看板等が多数あり、来校者に向けて建学の精神を発信している。また、木更津駅から本校に向かう途中にも大きな看板を設け、道行く人にも発信をしている。

(4) 建学の精神を学内において共有している。

入学式、新入生オリエンテーション、館山集中授業、清和祭（学園祭）、卒業式、卒業記念発表会といった式典や学校行事の際に、建学の精神と学園の伝統について学長による講話の時間を設けて学生ならびに教職員に伝えている。また、「学生便覧」にも掲載している。

平成 27 年度からは君津学園キャンパス内の各校舎の随所に故真板益夫筆による「凡事徹底」と記したポスターを掲示し、教職員、学生、生徒に「真心教育」の具体的な行動指針を示している。

- 一、教師は、率先垂範を旨とし、「まごころ教育」を実践する。
 - 二、生徒（学生）は休まず、遅れず登校し、話をよく聞き、全力を尽くす。
 - 三、身だしなみを整え、相手の心に届くように笑顔を湛えて挨拶する。
 - 四、心を込めて、校舎内外に行き届いた清掃をする。
- そんな当たり前のことを、当たり前に行う。これが成功の秘訣である。

名誉理事長 真板益夫

大学全入時代を迎え、一部の教科に関して基礎学力に若干不安を覚える学生が在籍している現状があることは否めない。専門的な領域を教育すると同時に基礎学力の徹底や生活指導を丁寧に行うこと等、教員に求められる教育活動の範囲は増加傾向にある。しかし、一人ひとりの学生の可能性を開発し、豊かに成長させる責任を持つことは当然である。学園創立者の故真板益夫は生前教職員を前に「学生、生徒に対し、常に目をかけ、声かけ、手をかける」と訓示した。この真板益夫の言葉の実践こそが「真心教育」そのものであると教職員は理解し、ここでも創立者の建学の理念を共有している。

清和大学短期大学部校歌にも「真心教育」の理念の下、真理を探究し、身の修養に懸命に努力する若人の姿が謳われている。学生は卒業式で2年間の学園生活の思い出を胸に声高らかに校歌を二部合唱し巣立っていく。これも建学の精神の確認といえる。

建学の精神を学生たちが深く学べるように令和元（2019）年度から基礎科目に1年次1単位の必修科目「真心教育」を開講している。創立者の生い立ちから君津学園創設の歴史を学び、さらに「真心」とは何かについて具体的な様々な場面を通して学んでいく。この作業を通して学生たちは自分自身の中にある真心に気がつき、その真心で行動しようという意欲を持つようになる。以前は「真心教育の本義」という創立者の著書を配付していたが、学生にとっては難解で実感を伴った理解が難しかったため、基礎科目として学習する機会を設けた。「心がきれいになる気がする」と言った感想も散見され、令和2（2020）年度FD委員会によるアンケートにおいても、とても当てはまるとある程度当てはまるという評価を足した肯定的評価の割合は授業に満足100%、興味関心の高まり100%、授業に意欲的に取り組めた96.2%と効果をあげている。（表I-1）

表I-1 FD委員会による「真心教育」授業改善アンケート結果（2019年度）

	とても当てはまる	ある程度当てはまる	どちらとも言えない	あまり当てはまらない	全く当てはまらない	無回答
「真心教育」の授業に意欲的に取り組みましたか	80.8%	15.4%	0%	3.8%	0%	0%
「真心教育」の分野に興味関心が高まりましたか	76.9%	23.1%	0%	0%	0%	0%
授業内容がよく分かりましたか	73.1%	26.9%	0%	0%	0%	0%

(5) 建学の精神を定期的に確認している。

毎年3月末に専任教員と兼任教員が一堂に会し、次年度の教育課程や日程、諸注意などを話し合うFD会議を兼ねた教員懇談会（別称、講師会議）を設けており、この教員懇談会は建学の精神を教職員で検討、共有する機会ともなっている。

[区分 基準I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準I-A-2の現状>

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

本学では、地域社会に向けた公開講座として地域の市民大学を木更津市との連携

で実施している。令和元（2019）年度は、佐々木竜太准教授による新学習指導要領についての講座を開講（表 I -2）したが、令和 2（2020）年度はコロナ禍の影響もあり開催することができなかった。また、教員のリカレント教育とも言える教員免許更新講習の開講等を実施している。

表 I -2 公開講座 開催実績（2019 年度）

月日	講座名（テーマ名）	参加数	教員名
2019. 9. 21	木更津市生涯学習市民公開講座 新学習指導要領を読み解く ～ 学校教育はどう変わるのか ～	58	佐々木竜太

表 I -3 公開講座 開催実績（2019・2020 年度）

月日	講座名	参加数	区分	教員名
2019. 9. 21	幼児教育・初等教育におけるリズム楽器の基礎指導	29	選択	平田和代
2019. 9. 28	学校における教育相談	60	選必	井上美鈴
2019. 10. 5	造形表現を楽しむ子どもを育むための造形・図工講座	30	選択	畠山智宏
2019. 10. 19	教育の最新事情	71	必修	佐々木竜太
2019. 10. 19	教育の最新事情：子どもの心理的発達	71	必修	井上美鈴
2020. 8. 1	学校における教育相談	38	選必	井上美鈴
2020. 8. 8	幼児教育・初等教育におけるリズム楽器の基礎指導	30	選択	平田和代
2020. 9. 5	幼児教育・初等教育におけるリズム楽器の基礎指導	24	選択	平田和代
2020. 9. 26	学校における教育相談	14	選必	井上美鈴
2020. 10. 10	教育の最新事情	33	必修	佐々木竜太
2020. 11. 28	保育における音楽教材の研究	30	選択	古川哲也

(2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

平成 27 年に木更津東高等学校と締結した高大連携事業は令和元（2019）年度においては 7 月に実施した。生徒 23 名と引率教員 4 名が来校し、本学音楽ホールにおいて「演奏法Ⅱ」の特設講座を受講した。当該講座に対する評価は今回も非常に高く、今後もこのような事業を展開することによって、幼稚園教諭や保育士に対する近隣の高校生たちの興味関心が高まることを期待している。令和 2 年（2020）年度はコロナ禍と言うこともあり実施することができなかった。

表 I -4 高大連携事業実績（2019 年度）

月日	講座名（テーマ名）	参加者数	高等学校名
2019. 7	演奏法Ⅱ	生徒23名+教員4名	千葉県立木更津東高等学校

表 I-5 地域・社会、教育機関、文化団体との協定実績（2019・2020 年度）

月日	講座名（テーマ名）	参加	教育機関名、文化団体名、	教員名
2019. 8. 29	松本ピアノ展示会	30	地域向け公開展示と演奏	鈴木希実
2019. 10. 7	子どもの運動遊び		市原市教育委員会	真砂雄一
2019. 10. 24	年齢にあった楽器遊びについて	30	木更津市教職員組合保育連絡会	古川哲也 平田和代
2019. 11. 6	子どもの成長発達と親のかかわり	9	君津市教育委員会 幼児家庭教育学級「ママ&キッズ ハッピーパーク」講習会	井上美鈴
2019. 11. 6	スクールコンサート（小櫃中学校・久留里中学校・松丘中学校・亀山中学校・君津中学校）	650	公益財団法人君津市文化振興財団・君津市教育委員会	鈴木希実
2020. 1. 26	きみつ水と緑のコンサート	1000	公益財団法人君津市文化振興財団・君津市教育委員会	鈴木希実
2020. 9. 27	松本ピアノ×松本ピアノ 2台ピアノの饗宴	270	公益財団法人君津市文化振興財団	鈴木希実
2020. 10. 14	1~3歳 リトミック（市原市国分寺公民館）	30	市原市保育課	鈴木希実

(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

学生のボランティア活動はハンドベル部の活動が顕著である。令和2（2020）年度はコロナ禍の影響で、学外への訪問活動は行えなかったが、令和元（2019）年度の活動実績は表 I-6 の通りである。学内の行事に留まらず、地域の行事や福祉施設等からの依頼にも応じて演奏に出かけている。いずれのイベント主催者からも同クラブの演奏は非常に高い評価を受けている。令和元（2019）年度のクリスマスコンサートは12月24日に行い、来場した100名を超える地域の方々にハンドベルの魅力を伝えることができた。

また、教員の社会的活動については表 I-7 の通り、君津地方の4市において社会的貢献になり得るよう積極的に取り組んでいる。

表 I-6 学生、教員によるボランティア活動実績（2019 年度）

月日	活動内容・場所	参加者数 教員名	ボランティア先
2019. 12. 14	第12回クリスマスコンサート（ハンドベル・人形劇）	1年4, 2年17	清和短大主催
2019. 12. 15	ハンドベルクラブ公演 中郷記念館	1年4, 2年14	老人介護施設
2019. 12. 15	ハンドベルクラブ公演 東京都千葉福祉園	1年4, 2年14	袖ヶ浦障がい者施設
2019. 12. 15	ハンドベルクラブ公演 葵の園はまの	1年4, 2年14	千葉市介護老人保健施設
2019. 12. 22	ハンドベルクラブ公演 富浦学園	1年4, 2年14	南房総市児童養護施設

2019. 12. 22	ハンドベルクラブ公演 ケアハウス日夕園	1年4, 2年14	市原市老人ホーム
2019. 12. 22	ハンドベルクラブ公演 ちいたの平川	1年4, 2年14	袖ヶ浦市介護保険事業所
2021. 2. 16	金田幼稚園造形教室	2年1	金田幼稚園
2019. 9. 27 2020. 1. 26	きみつ水と緑の合唱団 稽古伴奏	鈴木希実	君津市文化振興財団・ 君津市教育委員会主催

表 I-7 教員による社会貢献活動実績 (2019、2020 年度)

月日	活動内容	場所	団体・機関	教員名
2020	富津市子ども子育て委員会	富津市役所	富津市子育て支援課	古川哲也
2019. 7. 8 2020. 2. 13	富津市子ども子育て会議	富津市役所	富津市子育て支援課	畠山智宏
2019 2020	木更津市社会教育委員	木更津市役所朝日庁舎	木更津市教育委員会生涯学習課	平田和代
2019. 8. 30	木更津市郷土博物館金のすず協議会	木更津市役所朝日庁舎	木更津市教育委員会	畠山智宏
2019 2020	木更津市国民健康保険事業の運に関する協議会委員	木更津市役所朝日庁舎	木更津市保険年金課	平田和代
2019. 9. 10 11. 27 2. 21 3. 19	君津市子ども・子育て会議 会長	君津市役所書面	君津市保健福祉部子育て支援課	竹内直人
2019 2020	木更津市子ども・子育て会議	木更津市役所朝日庁舎	木更津市保健福祉部子育て支援課	徳永聖子
2020. 5. 23 6. 08 3. 16	君津市子ども・子育て会議 会長	書面	君津市保健福祉部子育て支援課	竹内直人
2020. 12. 23 2021. 2. 19	仮称) 君津市立貞元保育園基本構想及び基本計画策定業務受託候補者選定委員会 オブザーバー	君津市役所	君津市保健福祉部保育課施設整備推進室	竹内直人
2019年度 10. 16 11. 5 12. 17 14 1. 28 2. 12 3. 24 2020年度 4. 21 6. 23 7. 21 8. 11 9. 29 10. 20 11. 10 12. 22 2. 16 3. 22	木更津市教育委員会会議 委員	木更津市役所朝日庁舎	木更津市教育委員会	井上美鈴

2019. 11. 18 2020. 7. 17	木更津市総合教育会議	木更津市駅 前庁舎	木更津市教育委員 会委員	井上美鈴
2020. 6. 30(書 面) 2020. 10. 20 2021. 2. 26(書 面)	木更津市青少年指導関係運営協議会会議 2019. 11. 1～2020. 5. 31(副会長) 2021. 6. 1～2021. 5. 31(副会長)	木更津市役所 朝日庁舎	木更津市青少年指導 運営協議会	井上美鈴
2020. 4. 1 2021. 3. 31	関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会 短大部会 世話人			佐々木竜太
2020. 4. 1 2021. 3. 31	関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会 研究部 副部長			佐々木竜太
2019～	松本ピアノ・オルガン保存会	君津市民文化 ホール	君津市文化振興財団 ・君津市教育委員会 協働事業	鈴木希実

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

本学は平成 31 (2019) 年 4 月に新校舎が竣工した。今までの校舎には建学の精神を表した掲示物が豊富にあったが、新校舎においてはまだまだ不足している。日常的に建学の精神に触れやすいように随所に掲示していく必要がある。

現在、基礎科目「真心教育」は 1 年生卒業必修 1 単位のみである。建学の精神を徹底するためには入学時で終わりになるのではなく、2 年時においても学び直す必要がある。そのためにも 2 年時に「真心教育Ⅱ」という講座を開講する必要がある。

リカレント教育という点においては、現在教員免許更新講習が重要な位置を占めている。しかし、教員免許更新講習が今後も継続されるかが審議されている。廃止となった場合は、これに変わるものが必要となってくる。現在のままだと市民講座ひとつとなってしまうので、出前で講座を開くか、聴講可能な講座を設定するか検討が必要である。清和大学では出前講座を提供しているがあまり需要はない状態である。しかし、まずは講座を設定し、地域社会への投げかけは必要と考える。

学生のボランティア活動についてはハンドベルクラブの活動のみという状況になっている。園や施設と協力したり、木更津市周辺の機関と連携を図りながら在学中に最低 1 度はボランティアに取り組む体験をさせたい。もちろんボランティアの目的が学生としての本分に適したものであり、また本務である学業に支障がない学生に関してのみとする必要がある。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

なし

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。清和大学短期大学部学則第 1 条に「目的及び使命」として次のように掲げている。

清和大学短期大学部（以下、本学）は、君津学園の教育理念である「真心教育」の精神を基本にし、清和大学及び併設の高等学校並びに附属幼稚園と相携えてこの理想を大きく達成せんとするものである。本学の教育は、短期大学の趣旨に則り、良き教育者・保育者として成長せしめることを目的とし、真心を培い、人格を陶冶し、実際生活に必要な能力を育成し、社会有為の人間として人類の幸福と文化の進展に寄与することを使命とする。

このように、本学の教育目的は生涯にわたる人間形成の基礎を培う乳幼児期の教育を担う保育士や幼稚園教諭、さらには社会人として充分貢献しうる資質の涵養を目的にすることにある。本学はこども学科を有し、幼児教育及び保育に携わる保育者を養成する短期大学として認可を受けている。幼稚園教諭二種免許状、保育士登録資格の 2 つの免許資格を取得できることから、こども学科として総合的に教育目的並びに目標を掲げている。

《教育目的》

専門的知識の修得と技能を持つ良き保育者として、地域社会に貢献できる保育者の養成を目的とする。

《教育目標》

豊かな人間性と専門的知識・技能の育成を図り、地域社会に貢献しうる良き保育者を養成する。

ここでいう良き保育者とは、自主性・積極性を持ち、かつ客観性・柔軟性を備えて、子どもの発達状況を理解し、個別の対応ができるという「子ども理解」ができる保育者のことである。同時に、子どもの成長、発達を助け、その可能性を伸ばすために様々な働きかけができ、保護者と関わり、地域で子育て支援の担い手となる「援助者」としての能力をも合わせ持たなければ

ならない。これらの教育目的及び目標は建学の精神たる「真心教育」に則ったものである。

(2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

これらの教育目的、教育目標は以前はホームページ・大学案内に掲載していたが、現在は削除されている。

(3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材育成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。

学生が幼稚園、保育所、福祉施設で実習を行う際には、その期間中に専任教員が巡回指導を実施している。学生の実習への取り組みを伺うと同時に、教育目的・目標に基づく本学の人材育成について意見及び感想を求め、社会の要請に込えているか定期的に点検している。

毎年実施している就職先へのアンケート調査も活用している。

[区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

(3) 学習成果を学内外に表明している。

(4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

本学の建学の精神は「真心教育」である。この建学の精神に基づき、子どもたちの未来を育む幼児教育者・保育者を養成している。またディプロマ・ポリシーに基づき、幼稚園教諭二種免許状、保育士登録資格の取得を目指すためのカリキュラム編成を行っている。

(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

本学の教育目的・目標に基づき定めたカリキュラム・ポリシーで「学修成果の評価」を示している。

(3) 学習成果を学内外に表明している。

カリキュラム・ポリシーで示されている内容を具現化している清和祭（学

園祭)、おはなし会、卒業記念発表会などの学校行事はすべて授業の一環として行われ、学習成果を表明する重要な機会となっている。

清和祭(学園祭)は、従来、学友会が企画し実施していた行事であった。しかし、近隣の子ども、保護者を対象に、子ども企画等を通して、保育、幼児教育を目指す学生の学習成果の発表と新たな課題を見つける機会として、平成25年度から「基礎演習」「専門演習」「総合保育演習」の授業の一環として実施している。

平成24年から実施している「おはなし会」は、未就園児とその保護者を対象とした交流の場の提供、学生による絵本の読み聞かせ、人形劇、紙芝居など各種パフォーマンス、及び教員による保育に関する相談を行い、保育者養成校の専門性を活かした子育て支援、社会貢献活動と位置づけている。

卒業記念発表会は、表現系科目の2年間の学修成果の発表の機会として、平成12年度から毎年3月に客席数700の「かずさアカデミアホール」で実施している。平成27年度からは卒業必修科目「卒業研究(表現)」として単位化された。発表内容は、音楽表現(ピアノ独奏、ハンドベル演奏、器楽合奏、声楽アンサンブル、合唱)、身体表現(創作ダンス)、造形表現(作品展示)の多岐にわたる。卒業記念発表会は学習成果を公表する機会となっている。

他の学習成果の表明は、卒業者数、幼稚園教諭二種免許状取得者数、保育士登録資格取得者数、並びに就職状況をホームページで公表する形で行っている。さらに、2年次の「専門演習」において、これまでの学習の要旨を一冊にまとめ、「専門演習要旨集」として毎年刊行している。この冊子は、学生に手渡され、図書館にも所蔵されている。

(4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

学習成果は、授業ごとの学習成果とカリキュラム上の学習成果に分けられる。授業ごとの学習成果は、各シラバスに示されている到達目標の達成を測ることで行う成績評価が中心であるが、前期末、後期末に実施する学生による授業アンケートの結果も重要な示唆を与えるものである。また、免許・資格取得に必要な実習科目(「教育実習Ⅱ」「保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」)、「総合保育演習」並びに「基礎演習」については、全専任教員の協議で行われている。外部の実習先が評価を行う実習科目は、各実習先による評価の偏りを少なくするために実習評価についての検討を繰り返し、各評価の基準を数値として示すとともに、学内での判断基準も実習評価表に明記している。このように専任教員協議会等を通して定期的に各科目及びカリキュラム上の学習成果を点検している。

[区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 I-B-3 の現状>

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

本学では、建学の精神である「真心教育」に基づき、自らへの誇りと自立の気概を持ち、良心に従って行動することのできる教育者・保育者を育成するとともに、子どもたちとより良い人間関係を築く能力の涵養を図っている。同時に教育者・保育者としての教養を高め、専門知識と技能を習得させることで、子どもを育成する職業的専門家の養成を目指している。教育者・保育者として巣立ったとき、無限の可能性を秘めた子どもたちのよき理解者としてその個性を伸ばすことができるような教育の実践に向けて、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

(イ) ディプロマ・ポリシー

清和大学短期大学部こども学科では、こどもたちの未来を育む幼児教育者・保育者として、所定の期間在学し、基準となる単位数を修得したディプロマ・ポリシーに示す学生に短期大学士の学位を授与する。

【知識・理解】

- 1) 社会の多様なニーズに対応できる幅広い教養と豊かな人間性を備えている。
- 2) 幼児教育・保育に関する専門的知識・技能を身につけている。

【汎用的技能】

- 1) さまざまな人と相互の理解を促進し、円滑にコミュニケーションを図ることができる。
- 2) 時代の変化に適切に対応し、多角的な視点から問題を解決するための情報収集及び分析能力を有している。

【態度・指向性】

- 1) 謙虚に自身と自らの教育・保育を見つめ、自己管理ができ、他者から信頼される態度を持っている。
- 2) 他者と協働しながらチームとして問題を創造的に解決することができる。

【総合的な学習経験と創造的思考力】

- 1) 「真心教育」の精神を人間性豊かな教育・保育の専門職として具現化することができる。
- 2) 多様な学習及び実習や学校行事を通して磨かれた実践力を社会で活かすことができる。

(ロ) カリキュラム・ポリシー

清和大学短期大学部こども学科では、ディプロマ・ポリシーに示した到達目標を達成するために、カリキュラム・ポリシーの方針に基づき教育課程を編成する。

【学修方法】

- 1) 基礎科目と専門教育科目から構成され、幅広い教養と視野、幼児教育、児童養護の基礎知識と技能の習得に効果的な学修時期、学習形式で授業を実施する。
- 2) 学外集中授業、学園祭、お話し会、卒業記念発表会など学内行事を、アクティブ・ラーニングの重要な機会と捉え、基礎演習、専門演習、総合保育演習の課題として行う。

【学修内容】

- 1) 幅広く深い教養を培い、豊かな人間性を涵養するための教養科目を配置する。
- 2) 教育職員免許法施行規則ならびに児童福祉法施行規則に定められている教育内容と単位数を充足する科目を設け、幼稚園教諭、保育士として必要な専門的知識と技能を養うための体系的なカリキュラム編成とする。
- 3) 多様な学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるよう、よりきめ細かな指導を行うため「基礎演習」「専門演習」を実施する。

【学修成果の評価】

- 1) ディプロマ・ポリシーに示す8つの項目と各授業科目の「到達目標」との対応関係をこども学科のカリキュラムマップで示し、各授業科目の単位認定によりその達成状況の評価する。
- 2) 学生の学修成果を総合的に判断する指標として GPA を活用し、「基礎演習」「専門演習」担当者が適切な個別指導を行う。
- 3) 2年間の学びの集大成として「卒業研究（表現）」を位置付け、総括的に評価を行う。

(ハ) アドミッション・ポリシー

清和大学短期大学部こども学科では、2年間の学修を経て、幼児教育者・保育者として活躍することができるアドミッション・ポリシーに示す学生を受け入れる。

【知識・技能】

- 1) 高等学校の教育課程を幅広く修得し、入学後の修学に必要な基礎学力を有している。
- 2) 保育学の専門的知識・技能を学修する為の基盤となる日本語運用力（文章読解力・要約力・文章表現力等）を身に付けている。

【思考力・判断力・表現力】

- 1) 基本的な生活習慣、コミュニケーション能力（自分の考えを相手に伝える、相手の質問に的確に答える等）を有している。

2) 知識や情報をもとにして筋道を立てて考え、その結果を説明することができる。

【主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度】

1) 幼児教育・保育、またその社会的状況に関心を持ち、将来、専門的知識を活かして社会に貢献しようという強い意欲を持っている。

2) 他者と協働しながら、自らの個性の伸長と可能性の発現に努めようという意欲を持っている。

(2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

教務委員会並びに教育改善（FD）委員会にて3つのポリシーの検討を行うこととあわせて点検を行っている。また、本学は、「清和大学短期大学部専任教員協議会の組織と運営に関する規則」に基づき、本学の教育研究に関する諸問題について自由に意見を交換できる場として、専任教員協議会を設置しており、3つのポリシー及び自己点検・評価についても議論されている。

(3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

建学の精神を具体化したのが教育目的・目標である。この教育目標・目的を踏まえた本学の在り方についての議論を全学的に行い、三つの方針を策定している。教育の実践においては、全科目のシラバスにそれぞれの教科の到達目標とディプロマ・ポリシーに示す各項目との対応関係を明示し、教員は学修成果の獲得に向け授業を行っている。

(4) 三つの方針を学内外に表明している。

入学案内、学生便覧、ホームページ上に明記するとともに、オープンキャンパス、入学式等でも表明している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

学科・専攻課程の教育目的・教育目標をホームページ、大学案内に掲載し、学内外への表明が急がれる。本学では例年6月に県内の保育所、社会福祉施設の就職説明会を実施している。数多くの施設長をはじめ採用担当者が参加くださり、学生は各園や施設の待遇、勤務時間、特色についての情報収集に役立てている。このような機会に本学の教育が社会の要請に適っているかどうか、意見交換の場を設けることも可能であろう。

シラバスでは、各教科の「到達目標」が記されているが、ディプロマ・ポリシーに示す8つの項目全てが網羅されているか、年度ごとの点検が必要である。

令和3（2021）年度から入学定員を100名から80名に変更予定である。これに伴い、三つの方針の点検が必要である。三つの方針の学外への表明は、本学の教育についての具体的な指針の表明である。現在のホームページ、学

校案内での掲載に加え、更なる周知徹底を図るべく広報の在り方についての検討が求められる。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>
なし

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

[区分 基準 1 -C-1 自己点検・評価活動の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規定を及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 1 -C-1 の現状>

- (1) 自己点検・評価のための規定及び組織を整備している。

清和大学短期大学部の自己点検・評価については、「自己点検・評価委員会規則」が定められている。同規則第3条の規定により、学長、教務部長、副教務部長、学生部長、図書館長、教授会の議を経て学長が任命する教員4名（入試委員会、研究委員会、就職委員会、実習委員会の委員長）、大学短大事務局長、学校法人君津学園事務局長から構成されている。

- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価委員会を中心に、各委員会を通じて各担当部会の自己点検・評価を行い、また大学短大事務局長を通じて全事務職員がそれぞれの部署についての自己点検・評価を行っている。

- (3) 定期的に自己点検・評価報告書を公表している。

上記の結果を受けて、各委員会での教員で分担執筆し、前年度の自己点検・評価報告書を作成することになっている。この過程で全教職員が報告書の作成に携わっていることになる。

自己点検・評価報告書はホームページに掲載し、公表することを原則としているが、頻度は多くない。

- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

毎年開催しているFD研修会、SD研修会も教職員、事務職員の自己点検・

評価を行う機会と捉えている。

(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。

年度初めには附属幼稚園との連携について園長、副園長等と協議の場を設けており、自己点検・評価活動に関する意見を聴取する機会としている。

(6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

教務、学生生活、研究、実習、入試、就職の各委員会での現状報告、課題のまとめ等は、全専任教員の参加する専任教員協議会でも報告され、教員間で共有されている。

自己点検・評価報告書の作成には、自己点検・評価委員会と専任教員協議会を合同で行い、課題の共有を図っている。自己点検・評価報告書の作成過程で明らかとなったそれぞれの課題は、各委員会で検討され、教育課程、授業評価、学生指導、実習指導などの改善のために役立てられている。

「区分 基準 1-C-2 教育の質を保証している。」

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学習効果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

(2) 査定の手法を定期的に点検している。

(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

(4) 学校教育法、短期大学設置基準の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

〈区分 基準 1-C-2 の現状〉

(1) 学習効果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

本学の教育の質保証の取り組みは、学業成績、授業評価、実習評価、資格取得率、就職率、及び学生アンケート、卒業生アンケート、就職先アンケートを通して査定している。

成績評価においては、学生の学習意欲を触発し学習目標を明確化することや成績基準評価を学外の評価基準に標準化を図ることを目的に、学習成果の達成状況の指標として GPA を採用している。客観的な指標の算出方法は HP 上で公表している。

(2) 査定の手法を定期的に点検している。

毎年度、教務委員会、FD 委員会、実習委員会、就職委員会、学生生活委員会が中心となって、査定の手法を点検している。

(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

学生の授業評価は実施方法・質問内容を毎年検討しながら行っている。実習評価は、実習依頼先からの成績評価、及び本学実習担当教員複数による実習日誌の内容を精査し、査定している。昨今は、実習に際して事前指導、事後指導の徹底を図っており、令和 2 年度は幼稚園教諭二種免許状取得率 75%、保育士登録資格取得率 83%、就職率 97%であった。卒業時の学生アンケート、卒業生に対するアンケート、外部評価に相当する就職先アンケートも

結果を分析、評価しながら改善を図っている。これらは、就職委員会、学生生活委員会が中心となり実施している。

(4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

本学の学則第1条（目的及び使命）では「清和大学短期大学部（以下 本学とする）は君津学園の教育理想である真心教育の精神を基本にし、清和大学及び併設の高等学校並びに附属幼稚園と相携えてこの理想を大きく達成せんとするものである。本学の教育は、短期大学の趣旨に則り、良き教育者・保育者として成長せしめることを目的とし、真心を培い、人格を陶冶し、實際生活に必要な能力を育成し、社会有為の人間として人類の幸福と文化の進展に寄与することを使命とする。」と謳っている。これに則り、「学校教育法」「短期大学設置基準」等の法令確認・遵守を、教授会、学長室会議、理事会、評議員会等を通して適切に対応している。

<基準 I -C 内部質保証の課題>

「清和大学短期大学部自己点検・評価委員会規則」で定められている委員の構成要因及び人数が実情と整合性を欠いており、早急な改正が求められる。

前回の「自己点検・評価報告書」は平成28年度版である。毎年、基準ごとの点検は欠かさずに取り組んでいるが、報告書の作成にはいたっていない。滞ることのないように努めたい。また、高等学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設関係者からなる「外部評価制度」について議論を進めていきたい。

<テーマ 基準 1 -C 内部質保証の特記事項>

令和2年度前期は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令を受け、オンラインでの授業を余儀なくされた。新年度授業を5月の大型連休明けの開始とし、4月はオンライン授業の開講に向けての環境整備をはじめ、教員用のマニュアル及び学生のための受講手引きの作成に忙殺された。併せて学生の学習機会を確保すべく学事日程の大幅な見直しと修正を行った。授業は、年間計画表に基づき規定回数を確実に履行したが、オンライン授業等に不安を抱いた学生に対する支援も全学的に取り組んだ。特に新入生には大学での履修方法や専門的な教科の学習に戸惑いを感じている様子が多く見受けられた。また、学年を問わずスマートフォンをオンライン授業の受講端末として使用する学生が多く、長期間の学習には厳しい前期授業であった。後期からは、演習及び実技関連の科目は対面で実施することになり、キャンパスでの生活に学生の安堵の表情が窺えた。

<基準 1 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

令和元（2019）年度から卒業必修科目として1年次1単位の「真心教育」を開講した。それまでは「真心教育の本義」を学生に配布していたが、学生にとっては内容が難解であり、実感を伴うまでには至らなかったため、正式は教科として学習する機会を設けた。

平成30年に入学定員及び収容定員の変更と小学校教職課程の取り下げに伴い、3つのポリシーの見直しを行った。

- (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今回の自己点検で明らかとなった「建学の精神」、「教育の効果」、「内部質保証」のそれぞれの課題については、学長室会議を中心に各委員会で検討を続けていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
- ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
清和大学短期大学部の卒業認定・学位授与の方針は、本学の学則第 1 条に謳われている「目的および使命」を具体化したものである。「目的および使命」は建学の精神である「真心教育」の精神を基本とし、良き教育者・保育者として成長せしめることを目的とし、真心を培い、人格を陶冶し、実際生活に必要な能力を育成し、社会有為の人間として人類の幸福と文化の進展に寄与することを使命とすることである。
学則をもとに平成 28 年から採用した「清和大学短期大学部ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」は、平成 30 年 4 月に、それまでの児童総合学科をこども学科に名称を変更したことを受け、次の通り改訂をおこなった。

「清和大学短期大学部ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」

清和大学短期大学部こども学科では、子どもたちの未来を育む幼児教育者・保育者として以下のような能力及び人間性を備え、かつ所定の期間在学し、基準となる単位数を修得した学生に短期大学士の学位を授与します。

知識・理解

1. 社会の多様なニーズに対応できる幅広い教養と豊かな人間性を備えている。
2. 幼児教育・保育に関する専門的知識・技能を身につけている。

汎用的技能

1. さまざまな人と相互の理解を促進し、円滑にコミュニケーションを図ることができる。

2. 時代の変化に適切に対応し、多角的な視点から問題を解決するための情報収集及び分析能力を有している。

態度・指向性

1. 謙虚に自身と自らの教育・保育を見つめ、自己管理ができ、他者から信頼される態度を持っている。
2. 他者と協働しながらチームとして問題を創造的に解決することができる。

総合的な学習経験と創造的思考力

1. 「真心教育」の精神を人間性豊かな教育・保育の専門職として具現化することができる。
2. 多様な学習及び実習や学校行事を通して磨かれた実践力を社会で活かすことができる。

また、このディプロマ・ポリシーを学生へ周知するため、入学時ならびに 2 年進級時に行われるオリエンテーションの際には、ディプロマ・ポリシーに加え、具体的な卒業要件について（学則第 6 条）、成績評価の基準について（学則第 21 条～24 条）、また、資格取得の要件について（学則第 7 条）を合わせて提示し、説明を行っている。特に免許・資格取得の要件については、入学時のオリエンテーションで詳細に説明している。

- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

この学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）はホームページにて公表している。毎年本学の教育課程を修了した学生の多くが、取得した免許・資格を必要とする職場に就職している。このことから本学の学位授与の方針は社会的に通用性があるといえる。

- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

法令の改正や社会情勢の変化及び社会的要請等を踏まえつつ、教務委員会、教育改善(FD)委員会等で年度ごとに見直しも含め、検討している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。

③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

(1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

本学の教育課程は、清和大学短期大学部ディプロマ・ポリシーに基づき、幼稚園教諭二種免許状、保育士登録資格の取得を目指すための教育課程となっている。

◆清和大学短期大学部カリキュラム・ポリシー（教育課程編集・実施の方針）

清和大学短期大学部こども学科では、ディプロマ・ポリシーに示した到達目標を達成するために、以下の方針に基づきカリキュラムを編成しています。

学修方法

- ① 基礎科目と専門教育科目とから構成され、幅広い教養と視野、幼児教育、児童養護の基礎知識と技能の修得に効果的な学修時期、学習形式で授業を実施する。
- ② 学外集中授業、学園祭、お話し会、卒業記念発表会など学内行事を、アクティブ・ラーニングの重要な機会と捉え、基礎演習、専門演習、総合保育演習の課題として行う。

学修内容

- ① 幅広く深い教養を培い、豊かな人間性を涵養するための教養科目を配置する。
- ② 教育職員免許法施行規則ならびに児童福祉法施行規則に定められている教育内容と単位数を充足する科目を設け、幼稚園教諭、保育士として必要な専門的知識と技能を養うための体系的なカリキュラム編成とする。
- ③ 多様な学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるよう、よりきめ細かな指導を行うため「基礎演習」「専門演習」を実施する。

学修成果の評価

- ① ディプロマ・ポリシーに示す8つの項目と各授業科目の「到達目標」との対応関係をこども学科のカリキュラムマップで示し、各授業科目の単位認定によりその達成状況を評価する。
- ② 学生の学修成果を総合的に判断する指標として、GPA を活用し、「基礎演習」「専門演習」担当者が適切な個別指導を行う。
- ③ 2年間の学びの集大成として、「卒業研究（表現）」を位置付け、総括的に評価を行う。

(2) 教育課程編集・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

①短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

学生には、2年間の学びの流れをカリキュラムマップにまとめ提示している。2年間で4期に区分し、1年次前期を「入門期」、後期を「変身期」として、1年次を通して「保育者になるための基本的な生活態度を身につける」「実習園で役立つ基礎学力・技術を身につける」ことを目標とし、2年次前期を「充実期」、後期を「総仕上げ期」として「自己決定・自己責任の意識を確立する」「保育者に必要な専門知識・技術をマスターする」ことを目標とする。また、それぞれの教育目標を達成するために、1年次「基礎演習」「総合保育演習」の卒業必修科目を教育実習と保育実習のための基礎的・全人的学習のための科目と位置づけ、全教員で担当し、個々の学生の学習状況の理解と課題の把握を行っている。学内行事を保育者養成のための重要な学習機会と考え、学外集中授業、学園祭、おはなし会、卒業記念発表会を卒業必修科目の一環として行っている。

②学習成果に対応した、授業科目を編成している。

各科目にはシラバスに具体的な到達目標を掲げ、学習成果を定めている。2年間の学びとして学習成果と各授業科目の対応は、カリキュラムマップに整理できるようにしているが、カリキュラムマップを基にカリキュラムの連続性を視覚化したカリキュラムツリーの整備が遅れている。

③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

本学は、2年間で幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得する教育課程であり、免許・資格要件を充足するための修得単位数は、卒業要件単位である62単位を大幅に上回る専門教育科目70単位以上となる。実習に出る前に多くの知識、技能を身につける必要から、1年次に講義科目を多く配当している。加えて、「真心教育」をはじめとした教養科目も重要であると考えてきたためCAP制（履修単位制限）は、現時点では導入に至っていない。

④成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

成績評価は、学則第8条「単位の付与及び単位数の計算基準」と各科目シラバスの中に示した成績評価方法に則り、厳格に行われている。また、試験、レポートの5年間の保存を義務づけ、成績評価の妥当性を検証できる体制を整えている。さらに、「総合保育演習」「基礎演習」に関しては全専任教員が評価に参加し、授業の目標として掲げる「意欲・積極性」「表現力」「協調性」「探究心」「社会性・責任感」について教育の成果の状況を評価していることも教育の質の検証に有効である。このように、成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用しているといえる。

⑤シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

各科目のシラバスには、「科目名」「担当者」「履修年次」「授業形態」「必修選択の別」「授業概要」「到達目標（観点別評価方法を含む）」「授業スケジュール（授業回数、テーマ、内容を含む）」「成績評価方法（種別、割合、評価基準を含む）」「教科書」「参考書」「その他」が明記されている。

⑥通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

通信による教育を行う学科は有していない。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

学長室会議及び教務委員会において年度ごとに、見直しや検討を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

本学の教育課程における教養教育は、「基礎教育科目」として位置づけている。基礎教育科目には、幼稚園教諭二種免許状取得に必須となる「法学（日本国憲法）」や「外国語コミュニケーション」、「体育理論」、「体育実技」、「情報処理」を含んでおり、専門教育を学ぶ際の基礎となっている。また、本学の建学の精神を深く理解し、幼児教育者・保育者としての資質を高めることを目的とした「真心教育」を卒業必修科目として配置している。その他、倫理学や文学、社会学、生物学、生活科学など、人文系・社会学系・自然科学系の教養科目を設置し、幅広く教養教育を受けられる機会を設けている。

- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。

基礎教育科目には、幼稚園教諭二種免許状取得に必須となる「法学（日本国憲法）」や「外国語コミュニケーション」、「体育理論」、「体育実技」、「情報処理」を含んでおり、専門教育を学ぶ際の基礎となっている。また「基礎演習」では、短期大学生として学ぶ上で必要なコミュニケーション能力や文章表現能力等を身につけることをねらいとし、2年次に配置されている専門教育科目の「専門演習」において、それをさらに深めていくという関連性をもっている。

- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

基礎教育科目においては、他の科目と同様、授業評価アンケートを実施し、そのアンケートから次年度以降の授業実施について検討する改善報告書の作成を担当教員に求めており、その都度改善につとめている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

〈区分 基準Ⅱ-A-4 の現状〉

(1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

職業教育については、基礎教育科目の「キャリアデザイン」を中心に展開している。「キャリアデザイン」は1年次前期の「キャリアデザインⅠ」にはじまり、1年次後期の「キャリアデザインⅡ」、2年次前期の「キャリアデザインⅢ」、2年次後期の「キャリアデザインⅣ」と各期に配置され、2年間を通じて連続的・段階的に職業や实际生活に必要な能力の育成が図られている。また、本学の学生の多くは幼児教育者・保育者として働くことを目指していることから、特に専門科目の「総合保育演習」(1年次通年)においては、附属幼稚園での一日実習や近隣の幼稚園や保育所、社会福祉施設の見学等を実施し、将来を見通した学びが深まるような機会を積極的に設けている。

(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

キャリアデザインにおいては、他の科目と同様、授業評価アンケートを実施し、そのアンケートから次年度以降の授業実施について検討する改善報告書の作成を担当教員に求めており、その都度改善につとめている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

*当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受け入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受け入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

〈区分 基準Ⅱ-A-5 の現状〉

(1) 入学者受け入れの方針は学習成果に対応している。

入学者の受け入れは、2年間の学習を経て幼児教育者・保育者として活躍できるような学生

の受け入れを基本方針としている。幼児教育者・保育者として必要な資質・能力として

- ① 学習のための基礎学力や学習の基盤となる日本語運用能力などの知識・技能
- ② 思考力・判断力・表現力が問われるコミュニケーション能力
- ③ 将来の自分の姿を見据え、主体性を持って多様な人々と協働して学ぼうとする態度

を挙げている。

(2) 学生募集要項に入学者受け入れの方針を明確に示している。

平成 30 (2018) 年 (度) に学科名をこども学科に変更したことに伴い、アドミッション・ポリシーの見直し・検討を行った。大学のホームページや大学案内・募集要項に明確に示している。

アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針)

清和大学短期大学部こども学科では、2年間の学習を経て、幼児教育者・保育者として活躍することができる以下のような学生を受け入れます。

【知識・技能】

- (1) 高等学校の教育課程を幅広く修得し、入学後の修学に必要な基礎学力を有している。
- (2) 保育学の専門的な知識・技能を学修するための基盤となる日本語運用能力 (文章読解力・要約力・文章表現力等) を身に着けている。

【思考力・判断力・表現力】

- (1) 基本的な生活習慣、コミュニケーション能力 (自分の考えを相手に伝える、相手の質問に的確に答える等) を有している。
- (2) 知識や情報をもとにして筋道を立てて考え、その結果を説明することができる。

【主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度】

- (1) 幼児教育・保育、またその社会的状況に関心を持ち、将来、専門知識を活かして社会に貢献しようという強い意志を持っている。
- (2) 他社と協働しながら、自らの個性の伸長と可能性の発展に努めようという意欲を持っている。

(3) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

入学前の学習成果の把握・評価は、提出された調査書・エントリーシート・面接試験から判断している。調査書からは、成績・出席状況・クラスやクラブ活動における対人関係、エントリーシートからは教育者・保育者を目指す意思や保育への関心等の評価を行っている。

(4) 入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針に対応している。

入学者選抜の方法は、推薦・A0・一般・社会人自己推薦としていたが、令和 2 (2020) 年度入学試験より A0 入試の中に「房総地域密着 A0」の制度を設けた。また、令和 3 (2021) 年度入学試験より A0 を廃止した新制度での入試を行っている。

全ての入試区分において事前提出書類は項目ごとに同一教員が採点し、選考基準を明確にしている。面接試験では基本的質問事項として、①志望理由 ②取得希望免許資格 ③高校生活について を必須事項とし、観点を細かく示した採点表を用い公平・公正に評価を行っている。

(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

面接試験では、高大の接続の観点から十分な時間を確保し、自由な発言を引き出し、多様な人物評価に反映させるよう考慮している。又、令和3(2021)年度入学試験より選抜方法の見直しを行い面接試験だけでなく選択試験(プレゼンテーション、事前提出型レポート試験、音楽表現、ダンス)を課し、より多面的・総合的に評価できるようにした。また、第1種から第3種だった奨学生制度の区分を第4種まで枠を広げ、名称を特待生制度と変更した。同時に令和2(2020)年度入学試験から運用している資格取得により受けられる優遇制度も見直し、被服製作技術検定、食物調理検定、保育技術検定、実用英語技術検定(又はGTEC)のみだった区分を漢字検定準2級取得者までを優遇の対象者とする事とした。また面接終了後には教員全員で情報を共有し、入学後の指導に繋がるように備えている。

(6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

授業料、その他入学に必要な経費については、大学案内、学生募集要項に明示している。奨学生給付制度、資格取得による優遇制度、併設校優遇制度についても大学案内、学生募集要項に示している。

令和元(2019)年に発生した台風により罹災した学生向けに給付奨学金制度を制定した。また、令和3(2021)年度入学試験から遠隔地学生に向けた「通学定期代補助制度・一人暮らし応援プラン」の新制度が加わったことを周知した。

(7) アドミッション・オフィス等を整備している。

アドミッション・オフィス等の整備に関しては、君津学園で設置する入試広報センターと短大入試委員会が連携し業務を行っている。頻繁に両者で会議を持ち、入試の在り方、オープンキャンパスの運営や高校での説明会をはじめ、大学案内パンフレットも双方の協力のもと制作している。

(8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

受験に対する問い合わせ(窓口・電話等)は、入試広報センターで適切に対応している。奨学金の対応に関しては、窓口となる学務課学生係が対応している。また、オープンキャンパスなどでの入学希望者や保護者からの質問には、全教員で分かりやすく親身に個別対応をしている。

(9) 入学者受け入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

毎年、併設高等学校教員と君津学園入試広報センター職員、短大入試委員で懇談会を開催し、入学者受け入れの方針などの意見聴取を行い定期的に点検している。また、各教職員が高校を訪問する中で各高校側から意見を聴取し、入試委員会に報告し検討を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

- (1) 学習成果に具体性がある。

本学における、幼稚園教諭二種免許状の教職課程、保育士登録資格の保育士養成課程は、文部科学省及び厚生労働省による関連法令・規則に則った上で、本学ディプロマ・ポリシーに掲げる「こどもたちの未来を育む教師・保育士」としてふさわしい5つの具体像（「こどもの成長に関わる使命感、責任感を身につけている」「幼児教育、保育に関する幅広い専門知識と実践力をもつ」「真心」の精神を幼児教育・保育の専門職として具現化していくことができる」「問題を発見し、他者と協働しながら創造的に問題を解決していくことができる」「よりよき地域社会の形成に貢献できる能力・態度を身につけている」）を達成するために、本学独自の科目（「総合保育演習」「基礎演習」「専門演習」「子ども文化論」など）を設定し、具体性のある教育課程が組まれている。

本学教育課程で身に付けた、知識・能力・姿勢と取得した免許資格を必要とする職場に多くの卒業生が就職し、また、卒業生に対する就職先からの評価を見ても学習成果の具体性は高いといえる。

- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。

免許・資格を取得して卒業する学生の割合が高いこと、免許資格が必要な職場に就職をする卒業生の割合が高いことから、就学期間内での学習成果の達成や知識・能力の習得が十分に可能であり、また、実際的な価値があるものといえる。

- (3) 学習成果は測定可能である。

そのためにも、「態度・姿勢に関する5つの評価項目」について、各教科の内容と目標に

合わせて、態度・姿勢に関する評価の割合や目標を明示するような修正が必要であろう。本学では平成27年度より、学生情報及び出欠席、成績評価等を学内ネットワーク上の教務システムで行っている。このシステムを利用して令和元（2019）年度より GPA を成績通知書、成績証明書に表示し、学生の学習成果が見えやすくなった。今後は GPA の成績評価を導入し、ディプロマ・ポリシーごとの学習成果を数値化して表すこと、それに基づいて学生指導をどのように行っていくか、その過程作りを含めて検討する。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

本学は、令和元（2019）年度より GPA 制度を導入し、成績上位者に対しては2年次の奨学生選考等に、成績下位者に対してはゼミ担当を中心に次学期の履修登録までに指導・助言を行い、学生指導に活用している。また、免許資格の取得率や学生個人の教職カルテの記載事項を通して学生の学びの状況を適宜把握している。

- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

学期ごとに行う授業評価アンケートの中に、学生自身の学びの姿勢などを振り返る項目を盛り込んでいる。また、卒業時に行う卒業生アンケートの中で2年間の学びを振り返る事項を加えている。いずれのアンケート結果についても教員の中で、共有し、次学期、次年度に向けての対策を講じている。

学習成果の把握のために授業ごとの観点別達成状況、学習成績（各科目成績評定・取得単位数）に加えて、学生による授業アンケート、卒業生アンケート（卒業時に行うアンケート）、就職先へのアンケートも活用している。

- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

量的・質的データに基づき評価しているといえるが、公表には至っていない。そのために

も、より強力に内部質保証活動に活かし、教育の質を保証していくために、三つの方針を基盤とする評価指標を定めたアセスメント・ポリシーを策定することが求められる。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。

平成 18 年度より、卒業生の就職先にアンケート調査を実施している。就職した年度の 3 月に調査を依頼し、1 年間の勤務を通して勤務先がみた卒業生の勤務態度や状況、勤務先から本学に対する就職や採用にあたっての意見、要望について回答を求めている。

- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

学習成果の点検に活用するため、本アンケートの項目では、採用先において「重視する資質について」を設けている。具体的には、「思考力・素直さ、行動力、実行力、機転・応用力、優しさ、明るさ、言葉づかい、礼儀、健康状態、文書作成能力、パソコン操作能力、自動車運転免許保有の有無」の 12 項目について、5 段階にて回答する形式としている。この調査により、就職先ではどのような人材を求めているのか、そのイメージを把握することができる。このアンケート結果は、学長、教員、事務職員で共有し、学生指導や就職指導、教育内容の改善に生かしている。また、卒業生に対しても 1 年間の勤務を通してのアンケート調査を実施しており、学習成果の点検をするための一助としている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）をより丁寧に学生に示していくことを継続し、法令の改正や社会情勢の変化及び社会的要請に応じて柔軟に検討する試みを進めていく。基礎教育については、社会のグローバル化、複雑化、学問研究の高度化、専門分業が進む中で、21 世紀型の新たな教養教育の在り方の検討が必要である。

幼児教育者・保育者を目指す学生が大半なことから、就職後に即戦力として働くことができるよう、より充実した職業教育の実施が求められる。

学習成果を量的・質的データに基づき評価しているが、公表には至っていない。そのためにも、より強力に内部質保証活動に活かし、教育の質を保証していくために、三つの方針を基盤とする評価指標を定めたアセスメント・ポリシーを策定することが急務である。

卒業生アンケート調査を継続し、その回答を経年比較することによって、本学の特質が浮かびあがり、より効果的な学生指導や就職指導につながると考える。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

なし

【テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援】

<根拠資料>

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

教員は、ディプロマ・ポリシー達成のため、知識・技能の養成を目指し、授業のシラバスに「到達目標」とその到達目標ごとに「評価方法」、また「成績算出方法」を明示し、これらに基づき、適正に評価している。

② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。

学習成果の獲得状況の把握は、令和元（2019）年度に GPA 制度を新たに導入し、より具体的な学習成果の獲得状況の指標として活用している。基礎演習、専門演習（ゼミ）担当教員が所属学生の成績、履修状況を常時確認し、さらに学期ごとに定期的な個人面談を実施することをもって適切に行っている。これに加え、教育実習、保育実習時における評価、おはなし会、清和祭（学園祭）、卒業記念発表会の活動等を合わせて、学習成果の獲得状況の把握に努めている。ディプロマ・ポリシーごとの学生の達成度を測るため、ディプロマ・ポリシーごとの GPA を算出する方法について現在検討中である。

③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

教員は、前期と後期の学期ごとに学生に対して「授業アンケート」を実施しており、授業評価を定期的に受けることにより、授業内容や進め方など授業改善に活用している。「授業アンケート」は、学務課が取りまとめ、授業担当者にフィードバックしており、各教員は学生の回答や意見を真摯に受け止め、授業改善の方途を見出すことができる。

④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

授業担当者間の意思の疎通、協力・調整については、年度末に次年度の専任教員と兼任教員が参加する講師会議を開催し、教育目標や授業日程、授業内容の連絡調整を行っている。さらに、実習科目履修規定に関連する教科の教員については、授業内容と授業評価について適宜協議を行っているほか、複数の教員で担当するいくつかの教科について毎回授業内容についての調整を行っている。小規模短期大学の利点を活かし、情報の共有が図られている。

⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

教育目標に対応した成績評価基準は、幼稚園教諭二種免許状、保育士登録資格の取得に向けた教育課程を修了することに置かれている。そのため各教科、特に実習に関連する教科の成績評価、さらに実習評価について、実習委員会をはじめとして全専任教員で確認する形をとっている。1年次では、全専任教員が担当する「総合保育演習」と「基礎演習」、2年次では保育実習と教育実習の実習巡回指導の協議を通じて、学生一人ひとりの成績評価を検討している。

⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

本学では、1年次「基礎演習」、2年次「専門演習」とゼミ制を取っており、ゼミ担当者1名につき、10名以内の学生を受け持ち、教務システム上において、逐次ゼミ所属の学生を中心に履修の状況を把握し、必要に応じて面談、指導を行っている。

(2) 事務職員は学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

事務職員の事務内容及び分掌については、「清和大学・清和大学短期大学部統合事務組織及び事務分掌規程」において、業務の内容及び分担が規定され、事務が執行されている。

総務課、学務課、入試広報センター、進路指導室、図書・情報室では、関連する委員会活動において、教員と連携をとりながら学生の学習成績を確認し、学習成果の獲得に貢献するよう努めている。

①所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。

学習関係については、学務課教務係において、履修登録、出席管理及び成績処理・単位認定などにより学習効果の獲得に貢献している。

各授業科目の授業計画（シラバス）作成にあたっては、「科目名」「担当者」「履修年次」「授業形態・単位数」「必修選択の別」「授業の概要」「到達目標（ディプロマ・ポリシーとの対応関係）」「成績評価方法（種別、割合、評価基準）」「教科書」「参考書」「予習・復習」「その他」「授業スケジュール（授業回数、テーマ、内容）」を明記し、学習成果の獲得に貢献している。

②所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

教育目的・目標の達成状況については、事務職員が所属する各委員会で把握するほか、教授会の議事内容を事務職員も共有して職務にあたっている。

具体的な例としては次のような内容が挙げられる。

ディプロマ・ポリシーに示された到達目標を達成するため、学習方法と学習内容の基本方針を定めてカリキュラムを編成している。

履修登録、出欠席管理、成績処理・単位認定を通じて、学生の学習状況に応じて支援している。

③所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

事務職員の職務については、毎年実施する「学生生活満足度調査」の結果を参考に改善を図っている。

学務課において、「学生便覧」を作成し全員に配付している。便覧には、学習の目的や取得可能な免許や資格、卒業条件や資格要件、履修方法、試験や評価について記載している。

新入生については、便覧をもとにガイダンスを実施して支援を行っている。

④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

成績評価および単位認定は、学則第 8 条「単位の付与及び単位数の計算基準」、同第 21 条「単位の認定」と各授業科目の授業計画（シラバス）の中に示した成績評価方法（種別、割合、評価基準）に基づき、厳格かつ適正に行われている。

学校教育法施行規則第 28 条に基づき成績記録を保管するとともに、試験、レポートについても 5 年間の保存を義務づけるなど成績評価の妥当性を検証できる体制を整えている。

(3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。

図書館には、図書館司書職員を配置している。平成 27 年度に LibMax [ライブマックス] を導入し、オンラインデータベースや OPAC (Online Public Access Catalogue) 検索システムにより、学内端末からだけでなく本学ホームページからも清和大学短期大学部図書館蔵書検索が行えるようにし、利便性の向上を図った。蔵書については、教員より推薦図書を挙げ、図書委員会を中心に検討を行っている。また、シラバスを参考に本学の授業内容の把握に努め、その理解を促す参考書の受入を行うなど履修及び卒業に至る直接的な支援を行っている。教育・保育に関する資料の充実を図り、学生の学習向上のために支援を行っている。特に、学生の利用の多い絵本・紙芝居や学習・保育指導案アイデア集などの資料及び採用試験に関する図書を検索しやすいよう配架している。新着図書コーナーを設け、授業の参考図書コーナーや、雑誌等多くの資料も紹介している。また、併設校である清和大学と図書館システムを共用しており、学生の幅広い関心にも応えることができる。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

教職員は、授業で使用する教材の作成や委員会活動・学内外との連絡等に、学内のコンピュータを大いに活用している。「情報処理」の授業では、ファイルサーバー内の教員用フォルダを活用した学生のレポート提出が行われており、他の授業においてもこのような利用が広がっていくことが期待されている。また、1205 教室、1206 教室（大学と共用）には、合わせて PC38 台（学生用 36 台、教員用 2 台）、DVD、Blu-ray、Video などの視聴覚機器も設置し、「情報処理」の授業だけでなく、他の科目の授業でも活用されている。

④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

学内 LAN は、100/1000Mbps の規格のものを敷設し、校舎内は Wi-Fi を導入し、学生、教職

員が自由に利用できる。図書館内の9台のPCは常時、1205教室、1206教室（大学と共用）のPCは授業使用时以外、学生に開放し、課題作成や情報収集の場として提供している。また、学生貸出用ノートPC10台、iPad20台を整備している。ネットワークに関する学生のサポートは情報技術統括・システム管理者の教員と、事務職員で対応している。また平成26年度に導入した教務システムにより、教育課程など教務関係と学生支援関係のコンピュータを活用したシステムを統合的に活用して、より充実した学生への指導と支援にあたることで学習成果を高めることが可能である。

⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

情報技術統括・システム管理者の教員と、事務職員は、教職員のコンピュータ利用をスムーズに行えるネットワーク環境を整備するとともに、教職員から寄せられる質問に答え、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

入学手続き者に対しては、年度初頭のスケジュール等を案内するとともに学生生活に関する情報を提供している。また入学者に対し、入学前教育として、幼児教育や保育の現場で日常的に使用される漢字の練習や作文教育、また希望者に対してピアノの事前指導を実施

し、入学後の学習への動機づけを行っている。

(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

(3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

(4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。

入学者には、毎年学習に関すること、学生生活に関することのオリエンテーションを実施している。学習に関するオリエンテーションでは、「学生便覧」を配布し、それに掲載されている学習の目的や取得可能な免許資格、卒業条件や資格要件、履修方法、試験や成績評価について教員が説明をしている。ほとんどの学生が免許資格を取得することから、オリエンテーションでは特に教職課程科目と保育士養成科目の位置づけや取得のために必要な単位数、科目選択における注意点を丁寧に説明している。説明に加え、履修登録時に不備がないよう、教務委員を中心に学生の相談にのりながら登録作業をおこなっている。この説明は入学時のオリエンテーションのみならず、1年次後期、2年次前期、2年次後期と各期のはじめに、再度説明をおこない、学生への周知徹底をはかっている。

(5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

補習授業としては、「ピアノ演奏法」において進度の遅れている学生に対し、試験課題の基準に達するよう、前期末、後期末に補習授業を実施している。

(6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

本学では1年次に「基礎演習」、2年次に「専門演習」を卒業必修科目として設け、その担当教員が学習に関する悩みや不安について相談にのる体制がとられており、学期の途中には必ず個人面談を実施するなど、学生から相談がしづらいことがないよう配慮している。

(7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

本学は通信による教育を行う学科・専攻課程を有していない。

(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

優秀な学生に対しては、各授業担当教員が個別に課題を課したり、参考文献等を紹介するなど対応をしている。「ピアノ演奏法」においては演奏の習熟度に応じたクラス編成をおこない、個々の進度にあわせて課題曲を選定し指導するなどの対応をとっている。

(9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

本学は留学生の受け入れおよび留学生の派遣は行っていない。

(10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

学生の学習成果としては、授業評価アンケートの項目で出席率や、予習復習をどれだけおこなったか、授業に臨む態度について尋ね、学生自身がそれぞれの授業においてどれだけ主体的に学習に取り組んだか、フィードバックできる体制を整えている。

[基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場、駐車場の配置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

〈区分 基準Ⅱ-B-3 の現状〉

(1) 学生の生活支援のための教員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
学生の生活支援は教職員が一体となって行っている。学生生活支援のための教職員の組織として学生生活委員会を設置している。学生部長が委員長を務め、教授会で選出された教員と、事務組織の学務課（学生係）が協力して運営をしている。また、小規模な短期大学であるので、本学の専任教員は学生全員の名前と顔を把握しており、主に1年次に基礎演習、2年次に専門演習（ゼミ）担当教員がその受講学生を勉学だけではなく、学生生活全般について支援する体制を整えている。特に平成28年度からは1年次の基礎演習では担当教員の配置を前年度の2名体制から3名体制にし、より手厚い学生指導や厚生指導が可能となった。

(2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

学友会は、学生総会を経て承認された会長・副会長・書記・会計・監査で組織されている。学友会の主な活動は清和祭（学園祭）の運営、卒業アルバムの作成、謝恩会の企画実施、その他クラブへの支援等などである。この組織を支援するのが学生生活委員会である。学生生活委員会より学友会顧問2名を選出し、学生の相談指導の実務を行うほか、事務組織の学務課も協力して学友会を支援している。

学校行事であると同時に授業として行う清和祭は、学友会が中心となって積極的に運営している。平成25年度より地域の子どもたちに向けた内容に移行して以降は、多くの子どもたちやその保護者の来場があり、学習成果の発表の場となっている。しかしながら、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症により清和祭を中止せざるを得ず、代替として附属金田幼稚園児を対象とした「ニコニコフェスティバル」を催行した。

クラブ活動は学友会主導で行われており、教員が顧問として学生の指導相談にのっている。本学は小規模な短大であるためクラブの数は少ないが、併設する清和大学のクラブ活動に参加することもできるため、学生に主体的に活動する場を提供することができている。令和2年度は、新たに卓球部が創部された。平成11年度より活動を開始したハンドベルクラブは学内外で広く活動し、地域のイベントなどには定期的に参加している。令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症により外部からの公演依頼は皆無であった。

クラブ活動の経費として認められるものについては学友会より支給しており、クラブ活動への経済的支援体制が整っている。

(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

平成31年4月に竣工した新校舎1階には明るく開放的なカフェテリアがあり、手頃な価格でランチを提供している。併設されている売店では、飲み物や焼き立てのパンを販売しており、学生には人気があり売り切れることもしばしばである。

学生の休息空間として、3階に学生ホールを設けている。ゆったりとした椅子を配置し、くつろげるスペースとなっている。自動販売機コーナーには、電子レンジを設置し、自由に使用できるようにしている。2階のラーニング・コモンズは、授業時間以外は自由に利用できる。昼食時はもちろんのこと、グループで使用する姿が多く見受けられる。1階から4階の女性用トイレにはインテリアの異なるパウダールームを設けており、学生はもちろん外部からの訪問者に好評を博している。

(4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。

本学に学生寮は設置されていない。学生の出身は殆どが通学可能な地域であるが、一人住まいを希望する学生も若干名在籍している。このことから、令和3（2021）年度から家賃を補助するための「一人暮らし応援プラン」を創設することとした。通学時間が90分以上かか

る学生が、木更津市内にアパートを借りて通学する場合はその代金の一部を補助する制度である（月額 10,000 円）。アパート等の斡旋は、併設大学が有するアパート情報等を有効に活用している。

(5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場、駐車場の配置等）を図っている。

通学のために、木更津駅からのスクールバスを運行しており、駅からの交通手段は確保されている。登校にあたっては公共交通機関を利用するのが原則であるが、地域性を考慮し学生用駐車場を完備し自動車通学も認めている。自動車通学をする学生に対しては、自動車通学許可願い及び学内駐車場使用許可願いを学務課（学生係）に提出させ、安全に通学するよう指導を行っている（令和 2 年度登録台数 45 台）。また、自転車・オートバイでの通学を希望する場合は、学園の駐輪場を使用することができる。令和 3 年度から、月額 10,000 円以上の通学定期代がかかる場合は、その代金の一部を補助する「通学定期代補助制度」を設けた（月額 5,000 円で年間 10 ヶ月分まで）。

(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

学生への経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金と本学独自の清和大学短期大学部奨学生の制度があり、経済的理由によって修学を断念することがないように配慮している。日本学生支援機構奨学金の取得は、年度初めに希望者を対象にオリエンテーションを実施し、手続きの支援を行っている。取得状況は、令和 2（2020）年度入学生 26 名であった。本学独自の清和大学短期大学部奨学生は、成績優秀で他の模範となる学生に対して教授会の議をもって学長が認定する。1 種奨学生は授業料を全額、2 種奨学生は授業料の 2 分の 1、3 種奨学生は授業料の 4 分の 1 を給付する。令和 2 年度は 1 種奨学生 2 名、2 種奨学生 3 名、3 種奨学生 7 名であった。また、年度途中で経済的困難に陥った学生には、学業を継続できるように学納金の特別延納等の相談に応じている。令和 3 年度入学生からは、奨学生から特待生へ名称を変更し、授業料の 8 分の 1 を給付する第 4 種特待生制度を設け、経済的支援をさらに広げることとした。

(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

毎年 4 月に定期健康診断を実施している。X 線検診と内科、眼科、耳鼻咽喉科等の疾病及び異常の有無を検診している。

メンタルヘルスやカウンセリングに関しては、最初に「基礎演習」「専門演習」（ゼミ）担当者が相談にのり、対応しきれない場合は、臨床経験のある教員が協力して相談を行う体制をとっている。小規模の短期大学であるがゆえに教員間の連携を密にとり、支援することで学生の悩み等にきめ細やかな対応をとることが可能である。加えて、「清和大学短期大学部セクシャルハラスメントの防止に関する規則」等を制定し、相談窓口を設けている。ハラスメントの防止に関しては、入学時のオリエンテーションでの指導にとどまらず、学生への周

知を目的とした「ハラスメント防止・相談の手引き」も配布している。

(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

学生の意見や要望を聴取する取り組みとして、毎年卒業を目前にした2年生に対しアンケート調査を実施している。その概要は、生活環境について、学友会の活動について、短大での生活についてである。その結果は各部署で検討され、次年度の学校運営に活かされるようにしている。調査結果については、短大での学生生活において「将来に向けた良い人間関係を作ることが出来た」と回答する学生が多かったことから、学生生活における満足度の高さがうかがえる。

(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。

本学では留学生を受け入れた実績がないため、特に組織的な支援体制を整備する必要が現在のところ生じていない。

(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

千葉県の職業訓練校から委託訓練生（保育士養成コース）を受け入れる体制をとっており、令和2（2020）年度は11名が在籍している。社会人学生及び委託訓練生に対しては、基礎演習、専門演習（ゼミ）担当の教員のほかに、教務部長と学生部長が中心となって、学習支援や生活支援を行っている。加えて、ジョブカード作成アドバイザー有資格者が就職についての支援にあたっている。

(11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

平成31（2019）年4月に竣工した新校舎はエレベーター、スロープ、身障者用トイレの設置等、全面バリアフリー化されている。キャンパス内には障がい者用の駐車スペースも確保している。

(12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。

本学では、長期履修生を受け入れる体制は、過去にそのニーズもなく現段階では整備を行っていない。

(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

ボランティア等の社会的活動に対し、単位を付与する制度はない。しかし、学生の社会的活動への参加については、保育者養成校の特性から、1年次より授業等で推奨している。実

際のボランティア活動としては、実習を行った幼稚園、保育所、福祉施設や就職希望先に積極的に参加しているケースが多い。また、ハンドベルクラブは、地元公民館主催の音楽祭での演奏活動や、近隣の福祉施設等で演奏を行っている。学生はボランティアの趣旨を理解し、積極的にボランティア活動に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

就職支援に関しては、進路指導室の事務職員 5 名及び就職委員会に所属する教員 4 名が中心となって行っている。進路指導室の代表者と就職委員会に所属する教員は毎月 1 回定例会議を行っており、定例会議では就職ガイダンスの企画・運営、在校生及び卒業生の就職等に関する支援について協議している。

- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

進路指導室の事務職員は進路指導室に常駐し、いつでも学生からの就職・進路相談に対応できる体制をとっている。進路指導室前の掲示板に企業や法人からの求人情報を掲示するとともに、オンライン上 (Google クラウド) に求人情報を掲載し、学生がいつでも求人情報を確認できるようになっている。

- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

就職に向けての支援は、1 年生対象の授業科目「基礎演習」で学生に自己分析をしたり、2 年生の就職内定者を講師として就職活動体験談を聞いたりする等、学生の就職活動につながる学びの機会を設けている。また、1・2 年生の選択科目「キャリアデザイン」では公立保育所の保育者をめざす学生に向けた試験対策の授業を行っている。また、今年度は千葉県内の幼稚園・保育所・認定こども園・施設を招いた就職ガイダンスを 2 回実施 (ともに 6 月) している。ほとんどの学生が幼児教育・保育に関連する職業をめざしており、幼児教育・福祉等についての専門的な助言が必要であることから、就職活動に関しては進路指導室と連携を取りながらゼミ担当教員が中心となって学生への助言や情報提供を行っている。就職

試験対策として、進路指導室でエントリーシートの書き方やマナー、面接指導が受けられるようになっており、学生はゼミ担当教員・進路指導室の手厚い支援のもと就職活動を行っている。2019年度・2020年度の就職内定率は以下の通りである。

【2019年度】

就職内定率：93%（卒業生 71 名，就職希望者数 67 名，内定者数 62 名）

内訳：公立保育園 1 名 (1.6%)，私立幼稚園 22 名 (35.5%)，
私立保育園 24 名 (38.7%)，施設 6 名 (9.7%)，一般企業 6 名 (9.7%)，
非常勤 2 名 (3.2%)，自営 2 名 (1.6%)

【2020年度】

就職内定率：97%（卒業生 72 名，就職希望者数 68 名，内定者数 66 名）

内訳：公立保育園 3 名 (4.5%)，公務員 1 名 (1.5%)，私立幼稚園 17 名 (25.8%)，
私立保育園 19 名 (28.8%)，幼保連携型認定こども園 8 名 (12.1%)，
施設 15 名 (22.7%)，一般企業 1 名 (1.5%)，非常勤 2 名 (3%)

(4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

卒業生に対する追跡調査を実施し、学生の就職支援に活用している。就職後 1 年経過した卒業生とその就職先双方にアンケート調査を実施している。卒業生に対してのアンケートでは、短大での学びが就職後どの程度役にたっているか、就職先の待遇や働く環境について調査している。就職先へのアンケートでは、本学卒業生の勤務態度や今後の採用にあたって求める人材などの意見を求めるもので、次年度以降の就職支援に役立てている。

(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

進学、留学を希望する学生に関しては、2019 年度・2020 年度共に該当者はいなかった。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学生生活を支援する体制は整備されているが、日頃から学生状況の把握と教職員による学生の共通理解を一層綿密に行うことが求められている。

入学前から入学後、在学中において、きめ細かな学習支援を行う体制が確立している。しかし、基礎学力が不足している学生ならびに優秀な学生への対応は、個別の教員に委ねられていることから、全学的な方針と取り組みが求められる。また、学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づいた学習支援については、実施されていないことから、その方策の検討が求められる。

本学は 2 年という修業年限上、カリキュラムは非常に過密である。さらに学内外の実習も多いことからクラブ活動を行うには厳しい状況である。こうした事情を反映し、クラブは 2

団体のみであり、学生のクラブ所属人数も低く今後の課題といえよう。

卒業間際になっても授業料が完納されない学生が存在する。経済状況など個人情報に関わることに触れるのは難しいが、授業料の滞納者については、事務方との一層の連携が必要である。

社会活動における公欠制度など、今後の課題である。

友人関係のトラブルや家庭の事情などにより、通学が困難になる学生がいる。そのような学生に対しては、ゼミ担当教員が中心となり面談を行い、必要に応じてスクールカウンセラーと連携を取り、きめ細やかな対応を行っている。情報共有可能な事項については専任教員協議会等において教員全員で共有し、当該学生の支援にあたっている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

次年度入学予定者の内、希望する者に対して入学前の器楽指導（ピアノ）を実施している。これは 2 年間という短期間で保育現場で即応できるピアノ演奏技術を身につける必要がある学生に対し、少しでも早い時期からピアノに触れる機会を提供するための取り組みである。ピアノ事前指導は短大が提示した 3 日間で行われ、希望者全員が受講できるようになっている。

また、入学予定者に対し入学前に課題（1000 字程度の作文・幼児教育及び保育で日常的に使用される漢字 100 字）を課し、入学後の学習にスムーズに順応できるようにしている。提出率は 2019 年・2020 年いずれも 100%である。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成 30 年度に学科名変更、小学校教職課程の取り下げに伴い、3 つのポリシーの見直しを行った。

学生の学修意欲の向上並びに本学における適切な修学指導に資することを目的に「清和大学短期大学部 GPA 制度に関する規則」を制定し、平成 31（2019）年 4 月 1 日より施行した。

平成 31（2019）年 4 月竣工の新校舎は障がい者受け入れに向けて全館バリアフリーとした。無線 LAN を整備し、保育実習室やラーニング・コモンズの新設等、施設・設備の充実も図った。

基礎学力不足の学生、進度の早い学生に対しては学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づいた学習支援が不可欠であり、実施に向けての検討が急がれる。

令和 3（2020）年度の入学試験から入試制度を変更し、多様な選抜方法を採用した。「奨学金制度」も「特待生制度」に名称を変更し、給付対象の学生枠の拡大を図った。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

保育職を目指す学生が、就職後に即戦力として勤務できるように、より充実した職業教育を実施する。

近年は入学時の学力やコミュニケーション能力、学習に向かう意欲に個人差がみられるようになってきている。本学では、1年生が入学後円滑に学生生活に馴染むことができるよう、ゼミ毎の交流会を開催している。ゼミ担当教員ごとに1・2年生が集い、レクリエーションを行ったり、気軽に学生生活についての情報交換をしたりできるような場を設けてきた。新入生にとっては先輩や同級生との交流の場となり、短大生活への意欲向上にもつながっている。今後も継続して交流会を開催したい。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-1 人的資源]

<根拠資料>]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
毎年、学科・専攻課程の教育課程の編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備しており、特に問題はない。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
本学の学科、規模に対して設置基準では次のように教員数を定めている。イ) 学科の種類に応じて定める教員数 8 名。ロ) 短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数 3 名。
令和 2 年（2020）年度の本学の教員組織は、専任教員が、教授 5 名（内特任教授 3 名）、准教授 5 名、専任講師 4 名、助教 1 名の計 15 名となっており、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。専任教員の年齢構成は 70 歳代が 1 名（6%）、60 歳代が 4 名（27%）、50 歳代が 1 名（6%）、40 歳代が 7 名（47%）、30 歳代が 2 名（13%）、29 歳以下は 0 名である。男性 8 名、女性 7 名であり、男女の比率も均衡している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、

短期大学設置基準の規定を充足している。

本学では、新規採用又は昇任を求める者が、その職にふさわしい資質を有するか否かを審査することを目的に「資格審査委員会」を組織している。本学の専任教員として採用され、在職する者は、「こども学科」の教育目標及びその使命について明確に認識している者でなくてはならない。同時に本学の教育分野について広く深い専門的知識を有する者又はその分野について必要な研究能力を有する者であって、優れた教育能力を有する者であることを原則としている。職位に関して、本学では短期大学設置基準の規程に準拠した「清和大学短期大学部教員資格審査規則」を定め、教育業績、研究業績、芸術上の業績を審査している。

資格審査委員会開催にあたっては、全員が守秘義務を負うことを確認し、その任に就いている。

(4) 教育課程の編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員 15 名と非常勤教員（兼任講師）22 名を配置している。（令和 2 年度）

(5) 非常勤講師の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。

本学では、非常勤講師も、短期大学設置基準に準拠した「清和大学短期大学部教員資格審査規則」に基づき採用している。

(6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

現在、補助教員の配置はしていない。

(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規定等に基づいて行っている。

専任教員の人事は、「清和大学短期大学部教員資格審査規則」及び同細則に基づいて適切に運営されている。専任教員は、原則として公募制、非常勤講師は公募制または学内公募制をとっている。採用は、資格審査委員会（議長は学長）において書類審査、二次審査（面接）、三次審査（面接）を実施し、その結果に基づいて、学長が任用候補者と面接を行い、さらに教授会に提案し、審議し決定する。平成 31 年 4 月に専任講師 3 名を新規採用した。

教員の昇任についても同じく「清和大学短期大学部教員資格審査規則」に基づき、適正に審査している。教員は昇任の意思があり、その条件が満たされると、該当年度内に自ら昇任を学長に申し出るものとしている。候補者は、資格審査基準に従って、資格審査委員会による審査を受け、教授会の審議を経て昇任の可否が決定される。承認された場合は、学長の上申により理事会の承認を得る。資格審査基準についての詳細は、「教員昇任に関する審査指針について」として平成 27 年 10 月に公表されている。平成 31 年 4 月に専任講師から准教

授に1名、令和2年4月に専任講師から准教授に2名が昇任した。

平成31年4月より新規採用の専任教員を対象に任期制を導入した。これに伴い、任期制教員再任に関する審査指針を策定した。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

(2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

(3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

(4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。

(5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

(6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。

(7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

(8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

(9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

(10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程・編成の方針に基づいて成果をあげている。

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動等）は短大の教育課程の編成・実施の方針に基づいて進めている。また、ホームページ上で、個人の研究活動状況を公開している。

(2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

令和元（2019）年度、令和2（2020）年度の公的研究費を使用しての活動は以下の通りである。

・淑徳大学の研究者が代表をつとめる、独立行政法人日本学術振興会による科学研究費助成事業（基盤研究Cの研究課題「乳児の『泣き』に起因するストレスへのレジリエンス向上プログラムの構築」）に関して、本学の徳永聖子准教授が研究分担者として参加した。

(3) 専任教員の研究活動に関する規定を整備している。

研究活動に関する規定として、「清和大学短期大学部研究助成に関する規則」及び同細則等が整備されており、これらの規定に基づいて適正な研究活動が展開されている。「清和大

学短期大学部研究助成に関する規則」による助成の上限は、研究費年額 200,000 円、研究旅費年額 50,000 円、研究図書費年額 50,000 円である。

(4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。

「清和大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則」を定めている。本学全体で不正防止計画を推進するため、防止計画推進部署を置き、学長室会議が担当している。防止計画推進部署では、本学教職員等に対し、研究倫理遵守のための講話を新年度の教員懇談会にて行っている。

(5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

本学では「清和大学短期大学部紀要」を毎年発行し、教員の研究成果を発表する機会を確保している。

(6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。

各専任教員には研究室が割り当てられており、研究室には、事務机・椅子・書架・ロッカー・ゼミ用テーブル、電話、学内 LAN 接続端子が備え付けられ、研究を行う環境が整えられている。

(7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

専任教員の研究活動を行う体制としては、毎週 1 日の研修日を確保しており、全教員が研修日を有効に活用し、調査・研究を行っている。また、専任教員に対しては、週に 4 日及び 24 時間の学内勤務を義務付けているが、それ以外の時間については、学外において研究活動を実施することも可能となっている。

(8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規定を整備している。

「清和大学短期大学部就業規則教員特則」において、夏季、冬季及び春季の休業期間中に海外に赴く際の手続きについての定めはあるが、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規定は整備されていない。

(9) FD 活動に関する規定を整備し、適切に実施している。

① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

FD 活動については、「清和大学短期大学部教育改善 (FD) 委員会」規則に基づき、教育改善 (FD) 委員会が組織され、授業改善に向けて活動している。前後期末に授業評価アンケートを実施し、アンケート結果の検討を教務委員会と教育改善 (FD) 委員会で行っている。その報告は、専任・兼任講師が一堂に会する新年度に向けての教員懇談会で報告されており、教員間での情報の共有がなされている。

(10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

本学における委員会は、必要に応じて大学・短大事務局職員が出席し意見を述べている。このような活動を通じて、教職員間の協力体制が構築されていることに加え、小規模短大であるがゆえに、教職員がお互いの業務を補完し合って教育活動に取り組みねばならないことから、専任教員と大学・短大事務局の各部署が連携して学習成果の獲得が向上するように努めている。

また、定例教授会前に開催される学長室会議には、学長、学監、管理職教員に加え、大学短大事務局長、総務課長、学務課長が出席している。ここでも学生の学習成果の獲得に向けての議論を行っており、必要な情報は事務局長、総務課長、学務課長を通して事務局職員へ伝達している。事務局職員は事務分掌による職務を通じ、学生の学習成果の獲得に貢献している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習効果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務機器の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

平成 31 (2019) 年 4 月に清和大学事務局と清和大学短期大学部事務室が統合し、「清和大学・清和大学短期大学部統合事務局」が発足した。

事務組織及び事務職員の職務については、「清和大学・清和大学短期大学部統合事務組織及び事務分掌規程」において示している。

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。

事務組織は、総務課、学務課、入試広報センター、進路指導室、図書・情報室となっており、職制と職務が示されている。

事務局長は、事務局を統括し所属職員を指揮、監督するとしており、職務上の責任が明確となっている。なお、人事、給与、経理に関する事務は、法人事務局長（副理事長）を責任者とする法人事務局が担当している。

(2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

各事務職員は、事務分掌に従って職務に従事している。

専門的知識及び職能の習得のため、研修の機会を確保するよう努めているが、令和元（2019）年度後半から令和2（2020）年度にかけて、新型コロナウイルス感染拡大のため研修が制限された。

(3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

事務職員の能力や適性を十分に発揮できるよう、職務、職位に応じた研修の機会を確保するよう環境を整えている。一層の能力発揮のために事務分掌を再編することや定期的なジョブローテーションの実施が必要である。

(4) 事務関係諸規程を整備している。

事務関係諸規程については、「清和大学・清和大学短期大学部統合事務組織及び事務分掌規程」を整備している。

(5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

事務部署においては、事務職員全員にパソコンが支給されている。また、プリンター、コピー機、印刷機など情報機器や文書管理のための書棚などが整備されている。

(6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

SD活動については、平成28年度に「清和大学短期大学部職員能力開発向上（SD）委員会規則」を制定し、職員能力開発向上（SD）委員会を設置した。SD活動に関しては研修体系の組織化が大切であると考えており、学長等の大学執行部、教授等の教員、事務職員及び技術職員等も含め、職員がその運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・技能を向上させるSD活動のあり方を、清和大学短期大学部職員能力開発向上（SD）委員会を中心に検討を加えており、本学の運営に関わる研修に繋がるように努めている。

(7) 日常的に業務の見直しや事務機器の点検・評価を行い、改善している。

業務の見直しや事務処理の改善を図ってきているが、一部、集金事務など旧態依然とした業務が残っている。多くの事務処理はコンピュータによって効率化が図られている。

(8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

学生の動向を見極めながら学習成果が向上するよう、教員や関係部署（総務、学務、入試広報、進路、図書情報）と連携して事務に当たっている。

また、委員会活動（教務、学生生活、実習、就職、情報システム、入試）には事務職員も

委員として参画している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

- (1) 教職員の就業に関する諸規定を整備している。

教職員に関する規定としては、「清和大学短期大学部就業規則」及び「清和大学短期大学部就業規則教員特則」によって定めるものの他、「学校法人君津学園教職員行為規範基本規則」「学校法人君津学園教職員倫理規範」「学校法人君津学園短時間勤務教職員就業規則」「育児休業、介護休業等に関する規則」「君津学園給与規程」「清和大学短期大学部非常勤講師給与規程」「君津学園退職金支給規程」「教職員出張規程」等が整備されており、教職員の勤務、サービス、給与、安全及び衛生、賞罰等について規定されている。

また、人権等に対しては、「学校法人君津学園ハラスメント防止に関する規則」「清和大学短期大学部セクシャルハラスメントの防止等に関する規則」「清和大学短期大学部個人情報保護規則」「学校法人君津学園公益通報者保護等に関する規則」が定められており、これらの規程に基づき適正な運営が行われている。

- (2) 教職員の就業に関する諸規定を教職員に周知している。

就業に関する諸規程は、専任教職員については、採用時に基本規則集を配布し、周知徹底を図っており、非常勤教職員に対しては、事務局内で常時閲覧可能な体制をとっている。規程の改正等があった際には文書等で通知を行っており、全教職員は最新の諸規程の内容を認識したうえで勤務にあたっている。

- (3) 教職員の就業を諸規定に基づいて適正に管理している。

教員の就業については、1週あたり4日以上の出校と24時間以上の学内勤務が求められているところであるが、これらの管理については、各期の時間割が確定した段階で、1週間ごとの出勤計画の提出を求めている。勤務状況については、タイムレコーダーへの打刻及び各種届け出書の提出によって適切に管理を行っている。職員についても、各種規程に基づいたサービスが徹底されており、現段階において就業に関する問題はないと考える。なお、令和3(2021)年度より、「専門業務型裁量労働制」を導入する予定である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

「清和大学短期大学部教員資格審査規則」で定められている「資格審査委員会」の構成要因及び人数が実情と整合性を欠いており、早急な見直しが求められる。

科学研究費補助金等の外部資金の獲得について、必要となる情報提供は実施しているものの、獲得実績は少ない。引き続き教職員の意識向上を図ると同時に、積極的に教員が応募するよう情報提供に努めたい。

「清和大学短期大学部研究助成に関する規則」では研究費、研究旅費、研究図書費の三つの区分に分けられ、それぞれ上限額が定められている。近年、区分の上限を超えてしまう例が散見されており、区分を廃止し、総額で運用することの是非についての検討が必要である。

本学の研究紀要は非常勤教員も投稿可能である。このことを周知徹底し、研究紀要の更なる充実を図りたい。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規定整備は喫緊の課題である。

教育改善（FD）委員会による授業改善に向けたFD活動は、PDCAのサイクルに則り、更なる充実を目指したい。

SD活動について、平成31（2019）年4月に、清和大学事務局と清和大学短期大学部事務室が統合された。教職員の職務能力向上のために、大学との連携を含めた研修体系の組織化、研修の在り方を早急に検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、

印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

(7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

(8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

(9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。

① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

(10) 適切な面積の体育館を有している。

(11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

(1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

本学の校地の面積は短大設置基準を満たしている。

(2) 適切な面積の運動場を有している。

運動場は併設の清和大学と一部共有であるが、十分なスペースを確保しており面積は適切である。

(3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。

(4) 校地と校舎は障がい者に対応している。

本学キャンパス内に障がい者用の駐車スペース、スロープ、障がい者用トイレを設置する等の対応をとっている。あわせて校舎の階段には手すりを設置するなどの対策を講じている。

(5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて「講義室」、「音楽室」、「調理実習室」、「保育実習室」、「美術室」及び「ラーニング・コモンズ」が整備されており、各授業の目的等に応じて各教室が適切に活用されている。特に本学は幼児教育・保育を学ぶ短大であることから、音楽・体育・造形やその他の演習の授業に力を入れている。そのため、音楽室や美術室、保育実習室、調理実習室についても授業の特性にあわせて整備しており、特に音楽関係の施設・設備については充実している。

授業のみならず各種発表の場としても活用できる「音楽ホール」や、教員が学生をマンツーマン

マンで指導できる「音楽室」は6室ある。

併設の清和大学と共有している情報処理室は、36台のデスクトップ PC と教員用 PC が2台、レーザープリンタ4台、スクリーンとプロジェクターが設置されており、授業のみならず、レポート作成等の際にも有効に活用されている。

(6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

本学では、通信による教育を行う学科・専攻課程を開設していない。

(7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

本学4階の「講義室」、2階の「ラーニング・コモンズ」にはAV機器、ビデオ映像出力可能なモニター、プロジェクターが設置されており、これらを活用した授業が展開されている。

3階の「第一音楽室」から「第四音楽室」には各室2台ピアノが設置されている。授業では主にピアノ実技指導で使用し、それ以外は学生が自由に練習できる。「第五音楽室」は個人練習用の電子ピアノ8台（ヘッドホン付）が設置され、複数人が同時に練習可能である。

「第六音楽室」と「音楽ホール」にはグランドピアノがあり、授業時間以外にはいつでも使用できる。「ピアノ練習室」は6室あり、アップライトピアノが各1台設置されている。

学生は、午前7時から午後7時まで校内でピアノを練習することができ、本学の学生数から鑑みても十分に練習を行える環境になっていると考える。

同じく3階の「調理実習室」は大型冷蔵庫、電子レンジ付き調理台、調理器具、食器類、プロジェクター付き教卓を整備している。

2階には「美術室」と「保育実習室」がある。「美術室」は講演台、木製テーブル13台、木製椅子50台、大型流し台3台を設置している。DVD機器、スピーカー、スクリーン、プロジェクターの他、作品を展示するための作品用乾燥棚3台、ピクチャーレーン5台を備えている。

「保育実習室」は模擬保育に対応すべく設置した教場である。沐浴人形をはじめ保育所が保有している各種備品を整備している。

このように学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品は十分に備わっているものと考えている。

(8) 適切な面積の図書館又は学習資源センターを有している。

本学の図書館は、395,64 m²であり適切な面積である。座席数は閲覧スペース及び作業スペースとして71席設けられているほか、PC作業用スペース（AV試聴可）として9席設けられており、本学の運営上適切な規模を有しているといえる。

(9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切

である。

①購入選定システムや廃棄システムが確立している。

選定システムは、単行本は、「清和大学短期大学部図書館収書規則」に基づき適切に行われている。雑誌については、「清和大学短期大学部図書館雑誌収書細則」によって選定されている。図書等の廃棄システムについても確立しており、蔵書に関しては、「清和大学短期大学部図書館除籍細則」に基づいて、雑誌に関しては、「清和大学短期大学部図書館雑誌収書細則」に定める廃棄期間に基づいて適切に行われている。

② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

蔵書は図書約 26,500 冊、雑誌 99 種に加え、紙芝居等も多数保有しており、本学の教育課程編成の方針に基づき、保育者養成に必要と考えられる図書や雑誌は、概ね整備されている。特に、学生の教育実習、保育実習に対応できるように、絵本や紙芝居などの資料整備やピアノの演奏技術向上のための CD なども取り揃えており、学生からも好評を得ている。図書館は開架式で学生が蔵書や資料を手軽に手に取り利用できるように配列しており、ゆったりとした空間は、読書に必要な照度を保ち、学生の勉学に適した場となっている。

(10) 適切な面積の体育館を有している。

運動場と同様に併設の清和大学と一部共有であるが、十分なスペースを確保しており面積は適切である。お互いの授業時間等を調整することにより、授業を展開する上での問題は発生していない。

(11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所での授業を行う場合、適切な場所を整備している。

多様なメディアを利用した教室等以外の場所での授業は、想定していない。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。

本学においては、固定資産、消耗品及び貯蔵品等の管理については、「学校法人君津学園経理規程」及び「学校法人君津学園固定資産及び物品管理規程」に基づいて適切に管理しており、調達から維持管理、廃棄に至るまで、適切に実施されている。

(2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理についても前述の規程に基づいて行われており、学校運営上必要となる固定資産等についての整備体制も構築されている。

(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

火災・地震対策、防犯対策のための諸規則として、「清和大学短期大学部消防計画」を整備しており、木更津市消防本部への届出もなされている。

(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

防災対策として、毎年11月に避難訓練及び消火訓練を実施すると共に、木更津市消防署職員の指導の下、火災・地震の際の対応の仕方や救急救命法についての指導を受け、学生及び教職員の防災に対する意識の向上を図っている。設備関係の点検については、外部業者に委託しており、関係法令等に基づいて、電気設備点検、消防設備総合点検、貯水槽清掃等を実施している。

(5) コンピューターシステムのセキュリティ対策を行っている。

情報システムのセキュリティ対策については、「清和大学短期大学部コンピュータネットワークシステム管理規則」「清和大学コンピュータネットワーク利用規則」等を定めており、これらの規則に基づく適正な使用を徹底している。また、学内ネットワークについては、学生と教職員用を完全に分離しており、ファイアウォールやウイルス対策ソフトなどを駆使することによって、情報セキュリティについて問題は生じてはいない。

(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

省エネルギー対策については、「君津学園エコ活動ルール」を定めており、照明、電気製品の使用や空調機器の使用ルール、ガソリンや灯油などの燃料類から消耗品に至るまでの取り組み方針が周知徹底されている。特に夏場の空調機器の使用を抑制すべくクールビズの徹底を呼び掛け、光熱費の削減が達成されている。さらに、調理実習で出た生ごみは、屋上に設置されているコンポスターで処理を行っており、このような活動を通じて学生達にも環境保全対策等についての意識の向上を図っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

なし

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
)
- (2 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
)
- (3 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
)
- (4 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
)
- (5 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
)
- (6 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
)
- (7 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
)
- (8 コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。
)

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

(1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

本学においては、教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

(2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

卒業必修科目「情報処理」の授業を通して Microsoft Office の利用や Google の提供するクラウドサービスに関する説明を学生に対し行っている。教職員に対してはソフトウェアが新規に導入される際には説明会を催している。また、コンピュータ機器の使い方や学内ネットワークの利用方法等については、入学時のオリエンテーションの際に担当教員より丁寧な説明がなされており、その後においても、教職員が使用方法、トラブルの解決方法等について適宜指導を実施している。

(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。5年をめぐりにサーバーの入れ替えを行っており、令和2年末に入れ替えを予定している。端末のアップデートに関しても適宜行っており、セキュリティー対策も万全である。

(4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

現在、教員に、「情報統括責任者」および「システム責任者」を配置し、また、技術に長けた事務職員が学内の危機の整備などにあたっているが、事務局内に独立した部署はない。

(5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

学内の情報機器は、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう整備されている。

(6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。

校舎内にはLANが敷設されており、教員の研究室、事務室、就職資料室、図書館等にコンピュータ端末が設置され、また、校舎内にはWi-Fiが整備され、授業、研究活動、学生指導といった様々な用途に活用されている。

(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

全教室にプロジェクター及びスクリーンを設置しており、映像を使用した授業を展開することによって、学生に対する理解と学習意欲の向上に努めている。これらの設備を活用して、映像資料、動画資料等を積極的に学生に提供する教員も少なくなく、このような取り組みが学内においても徐々に浸透しつつあると感じている。

(8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

併設の清和大学と共有している1205教室、1206教室には、合わせて学生用PC36台及び教員用PC2台が設置されており、情報処理に関連する授業はこの教室で実施されている。DVD再生機、モニター、プロジェクター、スクリーンも設置されていることから当該講義室は、マルチメディア教室としての機能を有しており、様々な授業においても活用されている。保育実習室では、友好的な保育環境設定を学ぶことができるよう、実際の保育室を模したつくりになっている。また、ラーニング・コモンズは、グループでのディスカッションや学生同士の教え合いなど、会話しながらの学習を通して、新しい学びの可能性を生み出す学び合いの場として設定されている。プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード等が設置されており、自由に机や椅子を動かして、主体的に学びの場を創造することができる。調理室は、離乳食や幼児の弁当作りなどの演習が行えるよう、最新の設備を有している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

なし

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

なし

[基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

本学園収支に関し、令和2年度は、基本金組入前当年度収支差額は、125百万円の支出超過であり、経常収支差額も、120百万円の支出超過となった。しかしながら、支出超過の原因としては、令和1年度に発生した台風被害の復旧のための修繕による影響が大きく、教育活動経費の修繕費が前年度から117百万円増加していることを鑑みると、全体的にはある程度の収支のバランスはとれているものと考えられる。令和2年度は、併設の清和が大が鶴附

属金田幼稚園において、新園舎の建築が行われたため、施設関係支出が例年よりも多く計上されていたにもかかわらず、令和1年度から令和2年度で翌年度繰越支払資金は、78百万円増加し、1,797百万円となっている。日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」においても本学はB0に該当しており、現段階において財政状況に大きな問題はないといえる。

貸借対照表の状況も健全に推移してきている。従前から本学は借入金がなく、校舎等の建て替え等の際にも、全て自己資金で行ってきた。そのため負債の構成比率は非常に少なく、流動比率についても問題はない。平成30年度に清和大学短期大学部の新校舎建設を実施し、また、本年度は、附属幼稚園の新園舎建設等の大規模な設備投資を実施したが、運用資産は、着実に増加しており、短期大学が存続可能な財政が維持できているといえる。

本学園全体の財政における短期大学の占める割合は決して多くはないが、学園の方針としては各部門で採算を確保できる運営を目指すところであり、その目標に向けて財務改善に取り組んでいる。

退職給与引当金については、期末要支給額を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上しており、また、同額を退職給与引当特定資産として計上することによって、教職員の将来的な退職時に必要となる資金を備えている。

資産運用については、平成28年度に学校法人君津学園資産運用規程を整備したが、現在のところは定期預金を保有するのみであり、積極的な運用を行っていない。しかしながら、証券会社等とも運用計画について協議を実施しており、今後はある程度の運用収益獲得を目指し、計画を立案する予定である。

令和3度における短期大学部門の教育研究経費は、経常収入の35.8%となっており、過去3年間を見ても常に20%を超えていることから、教育研究活動への支出も十分であると考える。

教育研究用の施設設備及び学資資源への資金配分についても、教育活動上必要となるものについて、適切に予算計上し、資金配分を行っている。

公認会計士監査は、例年10日程度、延べ50名程度の公認会計士による監査が実施されており、会計処理等については適時指導をいただき、改善を図っている。また、毎年、公認会計士と理事長とのディスカッションも実施しており、学園の運営に関しても意見交換を行っている。監査結果は監査報告書として理事長及び監事に提出されており、適切に対応している。

現在、寄付金については、積極的に募集は行っていないが、今後は同窓会とも連携し、寄付金の募集体制を強化していく予定である。

入学定員については、平成30年度に入学定員を120名から100名に変更したが、令和2年度の入学者数は75名であり、入学定員充足率は75%となっている。入学者数自体はここ数年80名程度の状況が続いている。今後も、18歳人口減少の影響に加え、高校生の短期大

学離れが予想される中、入学定員の更なる見直しを図り、令和3年度より、入学定員を80名にすることを決定した。

本学においては、5年毎に中期計画を策定しており、現在は令和2年度から令和6年度の中期計画に基づいて毎年の事業計画を立案している。毎年、関係部署のヒアリングを実施した上で、翌年度の予算及び事業計画を策定しており、評議員会及び理事会の決議を経て決定している。決定した予算については、学校法人君津学園代表者会議において、各設置校の代表者に伝えられ、それぞれの部署に共有されている。経理部門においては、毎月資金収支月報及び事業活動収支月報を作成し、予算の執行状況も適切に管理している。また、日常的な出納業務は経理部長が責任者となって適切に行っており、支払い状況については全て事務局長を通じて理事長に報告を行っている。会計処理については、会計システムを活用し、適正に行っており、伝票、帳簿、台帳等の作成、管理についても問題なく実施している。月次試算表についても、毎月作成しており、経理部長から事務局長を経て、理事長に報告する体制を構築している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

短期大学を含めた学園の将来像については、令和 2 年 3 月の理事会で学校法人君津学園中期事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定し、方向性を定めている。本学の強みとしては、南房総地区における唯一の短期大学であること、幼稚園教員免許及び保育士の資格を取得できること、併設高等学校から毎年多くの学生を受け入れることができていることがあげられる。また、就職に関しては、毎年多くの保育所、幼稚園から多数の求人があり、まだまだ保育士等の需要は高い。一方で弱みとしては、南房総地区の 18 歳人口の減少及び高校生の短期大学離れ等があげられる。今後学生確保が益々厳しくなることが予想される中、短期大学を存続させていくため、広報活動の一環として環境分析を行っているが、地域の小中学校とも連携し、保育士等の魅力を発信していくことも大切であると考えている。

経営計画については、前述した中期事業計画において明確に定めている。それぞれの設置校ごとに過去の入学者の動向を分析し、課題を明らかにすることによって、今後の募集対策につなげることを目標としており、今後の入学予定者数に基づいた収入計画、支出計画を定めている。人件費の抑制については継続的に取り組んでおり、退職者等の補充について計画的、効率的に実施してきたことによって相当の効果を上げることができている。本学においては、令和元年度に新校舎が竣工しており、施設面、設備面共に、大幅な改善が出来たことに加え、当面の間は大規模な設備投資が不要であり、修繕費等の抑制が期待できる点も強みであると考えている。

本学においては、遊休資産は保有しておらず、外部資金の獲得については科学研究費等の獲得に向けて、教員に対しての働きかけを行っている程度であり、寄附金募集や積極的な資産運用については、今後の課題として、現在検討を進めているところである。

短期大学における定員管理については、平成 30 年度に入学定員の見直しを行ったところであるが、本年度改めて入学定員の見直しを行い、定員充足率の改善に努めることとした。今後は、この定員規模に見合った予算配分を実施していく。

学生募集状況等については、教授会の度に入試委員会より報告がなされており、必要な情報及び危機意識の共有がなされている。財務情報及び事業計画についても教職員に対して説明を行っており、全教職員が本学の置かれている状況を理解した上で、少しでも状況を改善すべく、日々の業務に当たっている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

入学者の確保が最重要課題であり、学生募集活動を更に強化していきたい。募集活動を強化するためには、本学の魅力を高めるだけでなく、地域貢献等を通じて、改めて保育士等の魅力を伝えていく必要がある。また、併設校や近隣の高等学校との連携を強化し、出前授業等を通じて本学の教育力等を積極的に発信していくことを考えている。

これらに加えて、経費の節減等をより一層強化していくことによって、短期大学単体で継続的に収支の均衡が図れる財務体制を構築していくことが必要であると考えます。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

毎年度、退職教員の補充を含め、教職課程の変更に伴う人事計画を立案し、適切に授業を編成している。定期的にFD活動は履行している。平成31年4月に大学事務局、短大事務室が統合されたことを踏まえ、新たなSD活動の体系化、組織化について検討中である。キャンパス内に併設する清和大学と連携した防災計画は作成したが、併設する木更津総合高等学校との連携には至っていない。平成29年から新校舎の建設計画がスタートし、平成31年4月には全館バリアフリー化された新校舎が竣工した。令和3年度入試（令和2年度実施）から奨学金の給付対象を拡大し、名称を特待生制度と改めた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

高校生の減少に伴い、年々学生募集が厳しさを増している。このような現状を踏まえ、委託訓練生の獲得は喫緊の課題である。近隣のハローワークとの連携を強化し、委託訓練生制度の周知の徹底を図っていく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議委員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意見決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

理事長は、本学園の創立以来、平成27年11月まで、創立者である真板益夫が勤めていたが、平成27年11月23日に他界したことによって、当時、副理事長であった真板竜太郎が平成27年12月1日付で就任した。現理事長は平成11年に理事

に、そして平成 13 年に副理事長に就任して以来、常に先代理事を補佐し、学園の発展のために尽力しており、建学の精神及び教育理念について十分に理解した者である。また、副理事長の時から、短期大学の学長及び併設高等学校の校長を兼務し、両校の発展を支えてきたことから、学園の発展に寄与できる者であるといえる。

- ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

理事長は、寄附行為に基づき、学校法人を代表し、その業務を総理しており、様々な場面においてリーダーシップを発揮し、他の理事のみならず、各設置校の管理職との連携を図りながら、学園の適切な運営を行っている。

- ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算及び事業報告書）を評議委員会に報告し、その意見を求めている。

理事長は、私立学校法第 37 条の規定に基づき、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意見決定機関として適切に運営している。

- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は、寄附行為第 6 条第 2 項において、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することが定められており、理事長によって適正に運営されている。

- ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

理事会は、理事長によって招集されており、議長は理事長が勤めることとなっている。

- ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

「清和大学短期大学部自己点検・評価委員会規則」において、教授会の了承した点検結果、評価報告については、理事会に報告することが定められており、報告内容について理解し、必要に応じて意見を述べることによって、理事会は、認証評価に対する役割を果たし、責任を負っているといえる。

- ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

理事会は、短期大学の発展のため、学園の運営に必要となる情報の収集に積極的に努めている。理事長及び理事は日本私立短期大学協会の理事長協議会や、関東私立短期大学協会、千葉県私立短期大学協会主催の研修会等に積極的に参加しており、情報交換や他大学との交流を行っている。また、理事長は、定期的に設置校の代表者を招集した代表者会議を開催しており、各設置校の事業報告や事業計画書等を聴取することによって学内における課題等についての情報も積極的に収集し、学園の中長期計画に反映をさせている。

- ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- 理事会は、設置する大学及び短期大学の学長、評議員の互選により選出された者、功労者及び学識経験者によって構成されており、学園の運営に法的責任があることを十分に認識したうえで、短期大学を含むすべての設置校の永続的な発展のために尽力している。
- ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- 理事会は、学園の適正な運営のために必要となる規程や規則を整備しており、特に重要な規程については、理事会の決議に基づいて制定され、また、改定についても理事会において審議することとなっている。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
- 理事は、建学の精神を理解し、本学の健全な運営を行うことのできる見識を有している。
- ② 理事は、私立学校の役員の選任の規定に基づき選任されている。
- 理事は、私立学校法第 38 条に基づいて選任されている。
- ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。
- 寄附行為第 13 条第 2 項に定める、役員の退任事由において準用されている。

〈テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題〉

特に問題はない。

〈テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項〉

少子化が進み、今後の経営環境が益々厳しくなることが予想される。現状をふまえ、安定した教育活動を継続していくためには、財務体制の強化が必要不可欠である。

そのためにも、理事会のガバナンスを強化し、理事長の強いリーダーシップの下で、様々な経営改革を遂行していく必要がある。社会情勢を見極め、適正な経営判断を行っていくことが求められている。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関して識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続きを定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程に基づいて設置し、適切に運営している。

〈区分 基準IV-B-1の現状〉

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学長は、教学運営の最高責任者である。教授会規則に基づき、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は人格が高潔で、学識が優れ、大学運営に関して識見を有している。

学長選考の過程において、学長候補者については、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者であることが求められており、現在の学長はこれらの要件をすべて満たしている。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

現学長は、平成13年から学園の副理事長を務めていたこともあり、建学の

精神に基づいた教育研究を推進できる者であり、短期大学の向上・充実に向けて日々努力を重ねている。

- ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続きを定めている。

学長は、学生に対する懲戒の手続きを定めている。

- ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

- ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

学長の選考は、学長選考規則に定められており、理事長が指名する理事4名と教授会により選出された教授2名による推薦委員会の議決によって、候補者を理事会に推薦し、理事会によって選考される。選任された学長は、教学運営の職務遂行に日々努めている。

学長は責任ある意思決定と、学内で発生する諸問題に速やかに対処すべく、本学の運営に関する重要事項について、企画、立案を行う機関として学長室会議を設置している。学長室会議は、学長、副学長、学長補佐、学監、教務部長、学生部長、図書館長、大学短期大学事務局長、総務課長、学務課長をもって構成されており、様々な立場からの意見を学長に述べることによって、学長の教学面における大学運営を支えている。

- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。

学長は、学則及び教授会規則に基づいて教授会を開催しており、教育研究上の審議機関として適切に運営をしている。平成26年度の学校教育法の改正を受けて、学長がよりリーダーシップを発揮できるような体制を構築すべく、様々な規程の見直しを実施した。

- ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

学長は、教授会規則の第3条において、教授会が意見を述べる事項について明確に定め、周知徹底を図っている。

- ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について、毎月開催される定例教授会、及び必要に応じて開催される臨時教授会の意見を聴取した上で決定している。

- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議す

る事項がある場合には、その規程を有している。

教授会の運営は全て教授会規則に基づいて行われている。

- ⑤ 教授会の議事録を整備している。

教授会での審議事項については、全て議事を作成し、内容の確認を行っている。

- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。

学習成果及び三つの方針については、教授会において報告・審議がされており、全ての教員がその内容を認識している。

- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規定に基づいて設置し、適切に運営している。

教育研究業務を遂行するために 12 の委員会（①教務委員会 ②学生生活委員会 ③研究委員会 ④図書委員会 ⑤入試委員会 ⑥就職委員会 ⑦実習委員会 ⑧自己点検・評価委員会 ⑨個人情報保護委員会 ⑩免許状更新講習委員会 ⑪教育改善（FD）委員会 ⑫職員能力開発向上（SD）委員会）を設置している。各委員会においては、それぞれの担当する事項について、調査、立案、及び審議を行っている。各委員会において立案した事項については、教授会の議を経て、最終的には、学長が決定することとなる。各委員会の委員長は学長が指名し、委員長は、委員会における議題及び審議の結果について速やかに学長に報告するという体制が構築されていることによって、学長が強いリーダーシップを発揮することが可能となっている。

〈テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題〉

学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催しているが、併設大学と合同で審議する事項がある場合の規程を有しておらず、早急な対応が求められる。

〈テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項〉

従前までは、学長及び教授会は、主に教育研究分野の充実を図ることを目的とした運営を行ってきた。しかしながら、18 歳人口の減少が進む現在においては、教学部門のみならず経営的な観点からも短期大学の運営を考えていかなければならない。学長は理事長を兼務していることから、経営全般においてもリーダーシップを発揮することができる立場にあるが、学長だけでなく、学長室会議や教授会においても、経営面、財務面についての関心を持ち、財務状況等についても、意識しながら教育活動を推進できる様な体制を構築していかなければならない。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

区分[基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議委員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度の終了後 2 月以内に理事会及び評議委員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。

監事は、寄附行為に基づいて適正に選任されており、その業務の執行状況も適切である。

- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議委員会に出席して意見を述べている。

監事は、理事会及び評議委員会に必ず出席し、必要に応じて意見を述べている。また学校行事や公開授業などの際にも来校しており、学校の様々な教育活動についても十分に把握した上で、理事長、学長をはじめとした、多くの教職員と意見交換を行っている。

- (1) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度の終了後 2 月以内に理事会及び評議委員会に提出している。

監事の職務は、寄附行為に基づくものであり、法人の業務若しくは財産の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議委員会に提出している。さらに必ず毎年、公認会計士との面談を実施し、財務的な課題等について情報を共有し、監査体制の強化を図っている。

[区分 基準IV-C-2 評議委員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議委員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議委員会は、私立学校法の評議委員会の規定に従い、運営している。

〈区分 基準IV-C-2 の現状〉

(1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。

評議員会は、寄附行為第14条により17人以上22人以内の評議員をもって組織することが定められている。理事の定数が7人であることから、評議員会は必ず理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織される体制になっている。

(2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

評議員会は、大学の学長、短期大学の学長、高等学校の校長といったあて職の評議員に加え、法人の職員、卒業生、保護者及び学識経験者等から選任された者によって構成されており、様々な立場や考えに基づく幅広い意見を収集することができる体制となっている。寄附行為第15条に定める事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなくてはならないこととなっており、私立学校法第42条の規定に従った運営が行われている。

区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

※当該区分に係る自己点検・評価の観点

(1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

(2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

〈区分 基準IV-C-3 の現状〉

(1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

学校教育法施行規則第172条の2に基づいて、ホームページにおいて教育情報を公表している。

(2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

私立学校法第47条に基づいて、ホームページ上において適切に公表している。大学短大事務局では、財産目録、計算書類、事業報告書及び監事の監査報告書の閲覧に供している。

〈テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題〉

特に問題はない。

〈テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項・改善計画〉

〈基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況〉

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画

の実施状況

平成 30（2018）年度より、小学校の教職課程を取り下げ、幼児教育・保育に特化した「こども学科」に名称を変更した。少子高齢化の影響で、高校生の数が年々減少し、令和 3（2021）年度よりは、入学定員をさらに縮小せざるを得ない状況である。経済的理由により、進学を断念せざるを得ない高校生を支援すべく、特待生制度の枠を広げる予定である。施設設備については、平成 31 年 4 月に、施設設備において十分な新校舎を竣工した。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事、監事、評議員は、本学の建学の精神、理念を理解した上で、学園の運営を実施しているが、各設置校における具体的な課題等については、より現状を把握した上での迅速な対応が求められることとなる。そのためにも、各設置校における管理職との連携を強化し、合理的かつ効率的な学校運営が実施できるような体制を構築していきたい。特に、学生募集に関しては喫緊の課題であり、全学体制で臨まなくてはならないものと感じている。特に短期大学においては、併設の高等学校との連携の更なる強化が重要であり、募集活動の面だけでなく、カリキュラム等についても協調することによって、短期大学の存在意義を高めていきたいと考えている。